資料編

業務実績	80
財務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
参考情報 ······ 1	70
日本政策金融公庫法 1	77

日本政策金融公庫

1 融資実績の推移



2 残高の推移

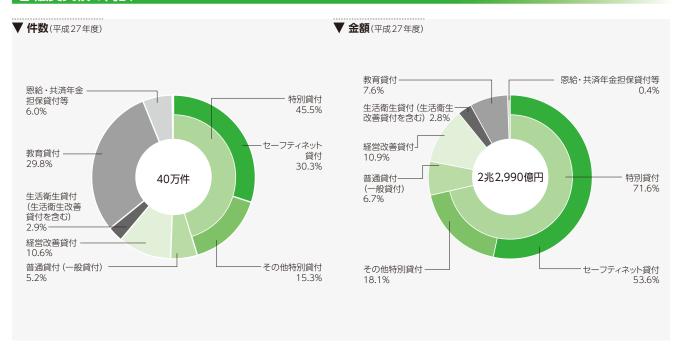


国民生活事業

1 融資実績の推移



2 融資実績の内訳



3 融資残高の推移



4 融資残高の業種別内訳(事業資金)

(単位:億円、%)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
製造業	7,824	7,647	7,257	6,792	6,446
	(12.1)	(12.0)	(11.5)	(10.9)	(10.6)
卸売·小売業	15,825	15,612	15,156	14,490	13,809
	(24.5)	(24.4)	(24.0)	(23.2)	(22.6)
飲食店、宿泊業	5,563	5,378	5,199	5,047	4,938
	(8.6)	(8.4)	(8.2)	(8.1)	(8.1)
サービス業	14,177	14,304	14,329	14,135	14,038
	(22.0)	(22.4)	(22.7)	(22.6)	(23.0)
建設業	9,971	9,684	9,320	8,993	8,846
	(15.5)	(15.2)	(14.7)	(14.4)	(14.5)
その他	11,134	11,229	11,933	13,040	12,991
	(17.3)	(17.6)	(18.9)	(20.9)	(21.3)
合計	64,495	63,855	63,197	62,499	61,071
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

- (注) 1. 普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。 2. 平成14年3月に改訂された日本標準産業分類の業種に基づいて分類しています。
 - 3.()内は、構成比です。

5 融資残高の業種別内訳(生活衛生貸付)

(単位:億円、%)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
飲食店関係営業	1,832	1,659	1,509	1,410	1,387
	(46.4)	(46.6)	(46.7)	(47.3)	(47.9)
美容業	611	587	575	560	583
	(15.5)	(16.5)	(17.8)	(18.8)	(20.1)
旅館業	855	735	629	554	501
	(21.6)	(20.7)	(19.5)	(18.6)	(17.3)
理容業	291	256	232	208	197
	(7.4)	(7.2)	(7.2)	(7.0)	(6.8)
浴場業	206	181	157	136	118
	(5.2)	(5.1)	(4.9)	(4.6)	(4.1)
クリーニング業	98	89	82	76	73
	(2.5)	(2.5)	(2.5)	(2.6)	(2.5)
食肉販売業	35	31	25	23	21
	(0.9)	(0.9)	(0.8)	(0.8)	(0.7)
興行場営業	18 (0.5)	15 (0.4)	13 (0.4)	10 (0.4)	9 (0.3)
その他	3 (0.1)	2 (0.1)	2 (0.1)	2 (0.1)	4 (0.1)
合計	3,952	3,559	3,229	2,984	2,897
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

⁽注)()内は構成比です。

6 融資残高の使途別内訳

(単位:億円、%)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
運転	43,815	43,478	41,867	39,933	38,607
	(67.9)	(68.1)	(66.2)	(63.9)	(63.2)
設備	20,679	20,376	21,329	22,566	22,463
	(32.1)	(31.9)	(33.8)	(36.1)	(36.8)
슴計	64,495	63,855	63,197	62,499	61,071
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

⁽注) 1.普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。 2.()内は、構成比です。

フ 融資先数

(単位:企業)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
融資先数	989,697	958,282	930,171	903,287	886,207

⁽注)普通貸付及び生活衛生貸付の合計です。

8 1 先あたりの平均融資残高

(単位:千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1 先あたりの 平均融資残高	6,516	6,663	6,794	6,919	6,891

⁽注)普通貸付及び生活衛生貸付の合計です。

9 教育貸付などの融資残高

(単位:億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
教育貸付	8,694	8,437	8,403	8,621	8,824
恩給·共済年金担保貸付	213	185	155	138	116

10 融資金の融資額別内訳

(単位:件、%)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
300万円以下	91,472	91,091	83,880	80,459	89,022
	(32.8)	(33.0)	(31.5)	(31.0)	(33.9)
300万円超500万円以下	54,851	51,811	52,504	50,479	52,323
	(19.7)	(18.8)	(19.7)	(19.4)	(19.9)
500万円超800万円以下	38,434	37,587	37,128	36,235	35,667
	(13.8)	(13.6)	(14.0)	(13.9)	(13.6)
800万円超	94,022	95,513	92,526	92,616	85,679
	(33.7)	(34.6)	(34.8)	(35.7)	(32.6)
合計	278,779	276,002	266,038	259,789	262,691
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

⁽注) 1. 普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。 2.() 内は構成比です。

11 融資金の従業者規模別内訳

(単位:件、%)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
4人以下	184,596	183,363	180,939	181,952	186,137
	(66.2)	(66.4)	(68.0)	(70.0)	(70.9)
5人~9人	58,213	57,805	53,690	49,478	49,279
	(20.9)	(20.9)	(20.2)	(19.0)	(18.8)
10人~19人	23,832	23,251	21,132	19,092	18,411
	(8.5)	(8.4)	(7.9)	(7.3)	(7.0)
20人以上	12,132	11,575	10,272	9,261	8,861
	(4.4)	(4.2)	(3.9)	(3.6)	(3.4)
合計	278,773	275,994	266,033	259,783	262,688
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

⁽注) 1.普通貸付及び生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。 2.()内は構成比です。

12 融資金の担保別内訳

(単位:件、%)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
無担保融資		215,024 (77.2)	204,363 (74.1)	202,413 (76.1)	200,430 (77.2)	213,575 (81.3)
不	不動産(一部担保 を含む)	63,559 (22.8)	71,463 (25.9)	63,481 (23.9)	59,231 (22.8)	49,018 (18.7)
動産等	有価証券	26 (0.0)	29 (0.0)	25 (0.0)	22 (0.0)	16 (0.0)
動産等担保融資	信用保証協会	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
資	その他	1 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
合計		278,610 (100.0)	275,855 (100.0)	265,919 (100.0)	259,683 (100.0)	262,609 (100.0)

⁽注) 1. 普通貸付(直接扱)及び生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。

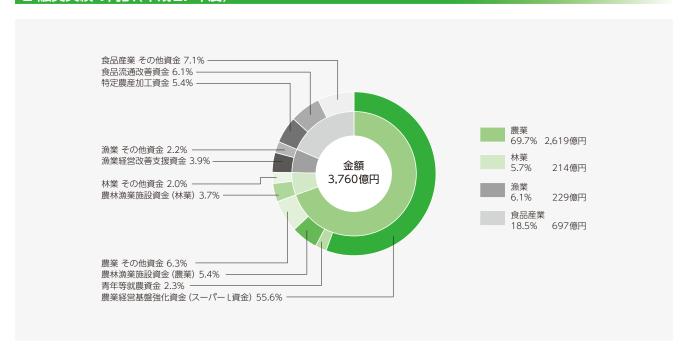
^{3.} 一部担保とは不動産等の担保が融資額に満たない場合をいいます。なお、「有価証券」、「信用保証協会」及び「その他」の一部担保については「不動産」に片寄せしています。

農林水産事業

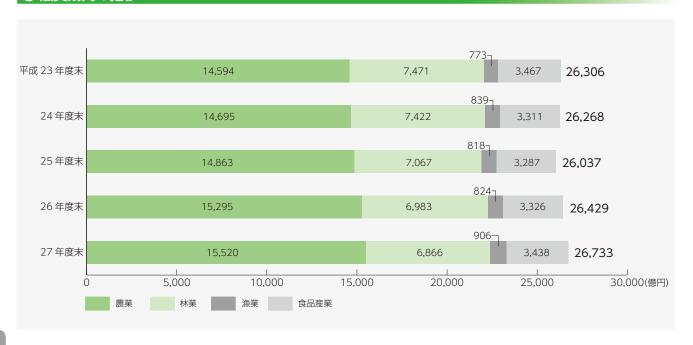
1 融資実績の推移



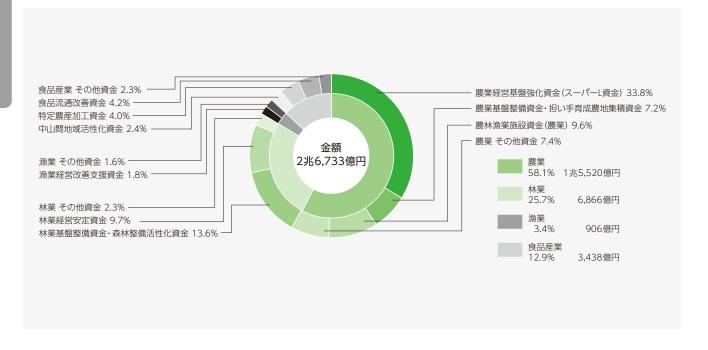
2融資実績の内訳(平成27年度)



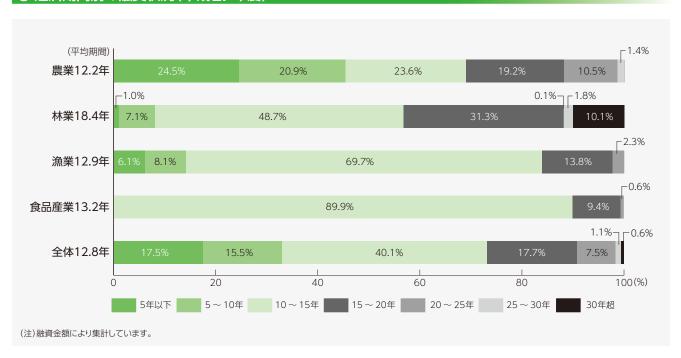
3 融資残高の推移



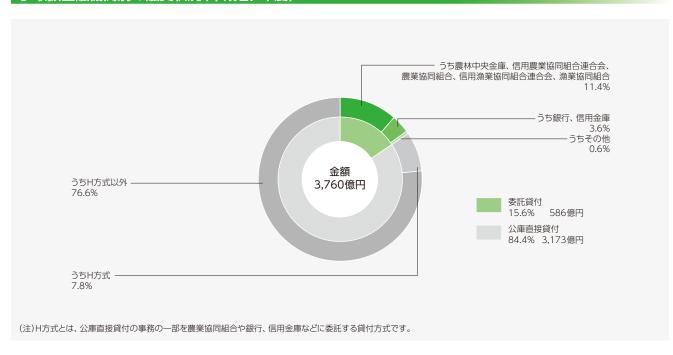
4 融資残高の業種別・資金使途別内訳(平成27年度末)



5 返済期間別の融資状況(平成27年度)



6 取扱金融機関別の融資状況(平成27年度)



中小企業事業

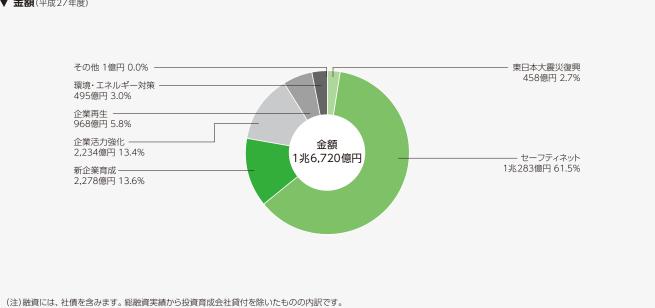
I. 融資業務

1 融資実績の推移



2 融資実績の内訳

▼ **金額**(平成27年度)



3 融資残高の推移



4 融資残高の業種別内訳

(単位:億円、%)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
製造業	31,328	31,323	30,399	29,015	27,729
	(48.7)	(48.5)	(47.9)	(47.0)	(46.9)
建設業	3,270	3,203	3,053	2,937	2,744
	(5.1)	(5.0)	(4.8)	(4.8)	(4.6)
物品販売業	10,988	10,979	10,848	10,271	9,855
	(17.1)	(17.0)	(17.1)	(16.6)	(16.7)
運輸·情報通信業	5,808	5,916	5,780	5,643	5,409
	(9.0)	(9.2)	(9.1)	(9.1)	(9.2)
サービス業	6,972	6,856	6,740	6,516	6,186
	(10.8)	(10.6)	(10.6)	(10.5)	(10.5)
その他	5,953	6,250	6,672	7,402	7,180
	(9.3)	(9.7)	(10.5)	(12.0)	(12.1)
合計	64,322	64,530	63,495	61,787	59,106
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

⁽注) 1. 融資残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。 2.()内は構成比です。

5 融資残高の使途別内訳

(単位:億円、%)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
運転	42,214	41,990	41,177	39,138	37,420
	(65.6)	(65.1)	(64.9)	(63.3)	(63.3)
設備	22,107	22,540	22,317	22,649	21,686
	(34.4)	(34.9)	(35.1)	(36.7)	(36.7)
合計	64,322	64,530	63,495	61,787	59,106
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

⁽注) 1. 融資残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。 2.()内は構成比です。

6 融資先数

(単位:企業)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
融資先数	46,599	47,282	47,213	46,583	45,583

⁽注)直接貸付先数です。

7 1 先あたりの平均融資残高

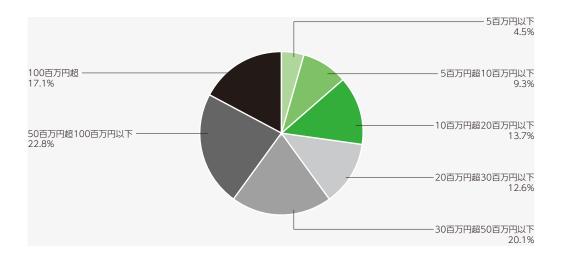
(単位:百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1 先あたりの平均融資残高	137	135	134	132	129

⁽注)直接貸付先数に係る平均融資残高です。

8 融資金額別の融資割合

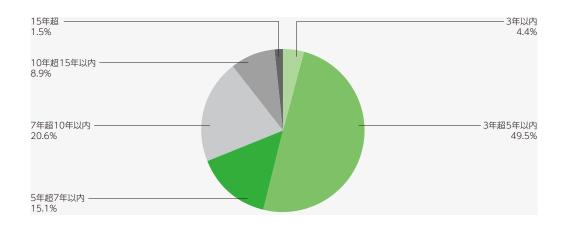
▼ 融資割合(内訳)(平成27年度)



(注)件数構成比。融資には、社債を含みます。

9 融資期間別の融資割合

▼ 融資割合(内訳)(平成27年度)



(注)金額構成比。融資には、社債を含みます。

Ⅱ. 信用保険業務

(単位:億円)

科目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
保険引受額•貸付額					
中小企業信用保険	111,313	93,662	89,844	84,859	85,614
信用保証協会貸付	_	_	_	_	_
破綻金融機関等関連特別保険等	_	_	_	_	_
保険引受残高•貸付残高					
中小企業信用保険	349,136	324,710	301,055	279,702	260,111
信用保証協会貸付	_	_	_	_	_
破綻金融機関等関連特別保険等	1	0	0	0	0
機械類信用保険	198	62	31	16	11

過業務)を行っています。

Ⅲ. 証券化支援業務

(単位:億円)

科目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
貸付債権元本総額					
買取型	_	_	_	_	121
保証型	_	_	_	_	_
資産担保証券等保有残高、保証債務残高					
買取型(資産担保証券等保有残高)	11	3	_	_	43
買取型(資産担保証券等保証債務残高)	_	_	_	_	15
保証型(貸付債権保証債務残高)	1	1	1	1	0
スタンドバイ・クレジット制度(保証債務残高)	_	10	20	39	44

- (注) 1. 買取型とは、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第3号・第5号・第7号・第8号に定める業務をいいます。 (注) 2.保証型とは、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第4号・第6号に定める業務をいいます。
- (注) 3.資産担保証券等保有残高は、証券化支援業務・買取型における資産担保証券・信託受益権のうち、日本公庫が取得した劣後部分などです。
- (注) 4.スタンドバイ・クレジット制度は、経営強化法、地域資源活用促進法及び農商工等連携促進法により、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第4号に掲げる業務とみなされ る債務の保証業務です。

危機対応等円滑化業務

危機対応円滑化業務の実績

(単位:億円)

		平成20年度 下期	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ッ	ーステップ・ローン	14,301	38,693	4,052	11,534	7,337	5,593	1,300	1,052
	貸付け等	11,303	35,294	4,052	11,534	7,337	5,593	1,300	1,052
	CP取得	2,998	3,398	_	_	_	_	_	_
損	害担保	3,451	18,119	18,933	17,398	14,702	14,093	12,342	10,775
	貸付け等	3,451	17,819	18,933	17,398	14,702	14,093	12,342	10,775
	CP取得	_	_	_	_	_	_	_	_
	出資	_	300	_	_	_	_	_	_
利	子補給	_	_	3	24	78	109	124	110

- (注) 1. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が平成28年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行、商工組合中央金庫)へ貸付実行した貸付金額です。
 - 2. 損害担保のうち、
 - 貸付け等の実績は、指定金融機関が平成28年3月末までに損害担保付き貸付け等を行ったもので、日本公庫が平成28年5月10日までに補償応諾した引受金額です。 出資(産活法関連)の実績は、日本公庫が補償応諾して指定金融機関が平成25年3月末までに出資を履行した引受金額です。
 - 3.利子補給の実績は、指定金融機関が平成27年9月末までに行った貸付け等を対象に、日本公庫が指定金融機関に交付した利子補給金額です(各年10月1日から翌年3月31 日までの期間を対象に6月10日までに、各年4月1日から9月30日までの期間を対象に12月10日までに支給)。

特定事業促進円滑化業務の実績

(単位:億円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ツーステップ・ローン	200	13	78	106	29	11

- (注) 1. 特定事業促進円滑化業務は、平成22年8月16日に業務を開始しました。
 - 2. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が平成28年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行)へ貸付実行した貸付金額です。

事業再編促進円滑化業務の実績

(単位:億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ツーステップ・ローン	_	250	_	200	_

- (注) 1. 事業再編促進円滑化業務は、平成26年1月20日に業務を開始しました。
 - 2. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が平成28年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行)へ貸付実行した貸付金額です(事業再編促進円滑化業務開始前の実績は、平成26年1月20日付けで「産業競争力強化法」の施行に伴い廃止された「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」(平成11年法律第131号)に基づき、平 成23年7月1日に業務を開始した事業再構築等促進円滑化業務として貸付実行したもの)。

財務の状況

株式会社日本政策金融公庫

以下に掲載した株式会社日本政策金融公庫及び各勘定の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注 記表は、株式会社日本政策金融公庫法第42条、会社法第435条第2項の規定により作成したものであり、株式会社日本政策 金融公庫法第42条、会社法第436条第2項第1号の規定により、新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

第8期末(平成28年3月31日現在) 貸借対照表

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	4,094,720	借用金	14,254,666
現金	23	借入金	14,254,666
 預け金	4,094,697	 社債	1,720,820
有価証券	27,569	寄託金	30,318
国債	21,004	保険契約準備金	1,350,357
······社債	4,385	その他負債	37,368
 株式	2,030	未払費用	15,225
その他の証券	149		5,358
貸出金	18,339,799	金融派生商品	0
証書貸付	18,339,799	リース債務	2,572
その他資産	44,223	その他の負債	14,212
前払費用	1,224	賞与引当金	4,864
未収収益	22,033	役員賞与引当金	20
代理店貸	1,561	退職給付引当金	93,716
	19,404	役員退職慰労引当金	59
有形固定資産	196,339	補償損失引当金	24,497
建物	51,096	支払承諾	20,586
土地	140,801	負債の部合計	17,537,277
リース資産	1,922	(純資産の部)	
建設仮勘定	1,045	資本金	3,904,645
その他の有形固定資産	1,472	資本剰余金	1,930,384
無形固定資産	18,262	経営改善資金特別準備金	181,500
ソフトウェア	15,646	資本準備金	1,748,884
リース資産	441	利益剰余金	△ 1,047,753
その他の無形固定資産	2,175	利益準備金	2,826
支払承諾見返	20,586	その他利益剰余金	△ 1,050,579
貸倒引当金	△ 416,948	繰越利益剰余金	△ 1,050,579
		株主資本合計	4,787,276
		純資産の部合計	4,787,276
資産の部合計	22,324,554	負債及び純資産の部合計	22,324,554

第8期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 損益計算書

	金額
経常収益	613,879
資金運用収益	281,382
貸出金利息	278,163
有価証券利息配当金	336
	4
預け金利息	2,878
その他の受入利息	0
役務取引等収益	3,354
損害担保補償料	3,272
その他の役務収益	81
保険引受収益	273,555
保険料	137,030
責任共有負担金収入	6,862
保険契約準備金戻入額	129,663
政府補給金収入	44,978
一般会計より受入	44,946
特別会計より受入	32
その他経常収益	10,607
補償損失引当金戻入益	4,518
	1,785
その他の経常収益	4,303
経常費用	563,437
資金調達費用	95,625
コールマネー利息	90
借用金利息	83,728
社債利息	11,805
役務取引等費用 	13,456
損害担保補償金 	9,549
その他の役務費用 	3,906
保険引受費用 	255,869
保険金	352,873
回収金	△ 97,003
その他業務費用	11,685
外国為替売買損	18
社債発行費償却	607
金融派生商品費用	0
利子補給金	11,059
営業経費	114,299
その他経常費用	72,500
貸倒引当金繰入額	45,843
貸出金償却	19,956
その他の経常費用	6,700
経常利益	50,441
特別利益	493
固定資産処分益	493
特別損失	364
固定資産処分損	172
	192
当期純利益	50,570

第8期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

	株主資本								
			資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	経営改善 経営改善 資金特別	資本準備金	資本剰余金	利益	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純資産 合計
		準備金	5个十 附並	合計	準備金 合計 繰越 利益剰余金	繰越 繰越	合計 <u>校</u> 余金		
当期首残高	3,855,086	181,500	1,965,779	2,147,279	2,666	△ 1,377,724	△ 1,375,058	4,627,306	4,627,306
当期変動額									
新株の 発行	49,559		60,000	60,000				109,559	109,559
準備金 繰入					160	△ 160	_	_	_
国庫納付						△ 160	△ 160	△ 160	△ 160
資本準 備金の 取崩(欠 損填補)			△ 276,895	△ 276,895		276,895	276,895	_	_
当期純利益						50,570	50,570	50,570	50,570
当期変動額合計	49,559	_	△ 216,895	△ 216,895	160	327,144	327,304	159,969	159,969
当期末残高	3,904,645	181,500	1,748,884	1,930,384	2,826	△ 1,050,579	△ 1,047,753	4,787,276	4,787,276

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、関連会社株式については移 動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握する ことが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に 基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証 に準じて処理しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年~50年

その他 2年~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利 用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間 を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同 等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接 減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しておりま す。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権につ いては、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支 払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監 査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証に よる回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 233,295百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第4条の規定に基づき主 務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金 と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 補償損失引当金

補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰 属する額を計上しております。

(4) 役員當与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰 属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額 に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの 期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益 処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法に より按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のう ち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

保険契約準備金の計上基準

保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第9条第1項に基づき、次に掲げる金額の合計額を 計上しており、また、同条第2項に基づき当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められ る場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。

①責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額

②支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定す る支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税 (以下、「消費税等」という。) の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、 有形固定資産に 係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 1. 関係会社の株式総額 2,030百万円
- 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は、国民一般向け業務勘定12,040百万円、農林水産業者向け業務勘定708百万円及び中小企業者向け融資・証券化支援保証 業務勘定7、835百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業 務勘定には該当する債権はありません。延滞債権額は、国民一般向け業務勘定127,476百万円、農林水産業者向け業務勘定56,569百万円及び中小企業者

向け融資・証券化支援保証業務勘定550,943百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は、国民一般向け業務勘定41百万円、農林水産業者向け業務勘定691百万円であります。中小企業者向け融資・証券化 支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当す る債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、国民一般向け業務勘定463,263百万円、農林水産業者向け業務勘定19,693百万円及び中小企業者向け融資・証券 化支援保証業務勘定89,907百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促 進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国民一般向け業務勘定602,823百万円、農林水産業者向け業務勘定77,662百万円及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定648,686百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は164,374百万円であります。

- 7. 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により、当公庫の総財産を社債1,720,820百万円の一般担保に供しております。
- 8. 有形固定資産の減価償却累計額 22,969百万円
- 9. 偶発債務

当公庫は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)附則第17条第2項の規定により、当公庫の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債 20,000百万円 政府保証外債 591,622百万円

10. 損害担保契約の補償引受額

補償引受残高(108,271件) 2,488,087百万円 捕償損失引当金 24,497百万円 差引額 2,463,590百万円

11. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

1. 当事業年度において、次の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
首都圏	遊休資産 14物件	土地、建物、その他の無形固定資産	139
その他	遊休資産 14物件	土地、建物	52

当公庫の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当事業年度末における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は原則として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しております。

なお、今後、使用が見込めない資産については、回収可能価額を0円としております。

2. 関係会社との取引による収益

その他経常取引に係る収益総額 0百万円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	10,987,913,407,741	109,559,850,000	_	11,097,473,257,741

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 109,559,850,000株

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金 融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM) を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

国民一般向け業務勘定は、小口主体の事業資金融資及び教育資金融資等の業務を行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、 社債の発行によって資金調達を行っております。これらの金融資産及び金融負債について、金利変動による不利な影響が生じないように、当業務勘定では、 資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

農林水産業者向け業務勘定は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金の供給を主な業務として行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行等によって資金調達を行っております。このような金融資産及び金融負債を有しているため、これらに伴うリスクを総合的に管理しております。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。当該業務を行うため、政府からの借入による間接金融を主とする他、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っております。また、外貨貸付に伴う為替リスクを回避する目的から、為替予約取引を行っております。

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。当該業務を行うため、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っております。

信用保険等業務勘定は、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険等を行っております。当該業務を行うため、政府からの出資金によって資金調達を行っております。

危機対応円滑化業務勘定は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して、①貸付け、②損害担保(指定金融機関が行う貸付け等に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補填を行うもの)、③利子補給(当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの)の業務を行っております。当該業務を行うため、①貸付けについては、必要資金の調達は財政融資資金借入及び政府保証債の発行によっておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息等で回収しております。②損害担保、③利子補給に係る必要資金については、政府からの出資金により調達しております。

特定事業等促進円滑化業務勘定は、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業の実施に必要な資金及び産業競争力強化の観点から事業再編等の実施に必要な資金の調達の円滑化に資するため、主務大臣が指定する指定金融機関に対して貸付けの業務を行っております。当該業務を行うため、必要資金の調達は財政融資資金借入によることとしておりますが、借入期間と貸付期間を一致させて、調達コストは貸出金利息で回収することとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しており、各業務勘定の保有する金融資産及び金融負債の内容及びそのリスク等は次のとおりであります。

イ 国民一般向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に国内の小企業等に対する貸出金であり、金融負債は、主に借用金及び社債であり、次のリスクがあります。 (イ)信用リスク

当業務勘定では、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務勘定では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状況が悪化する与信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ)市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、日々の資金繰りに備え、複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど適切な対策をしており、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ロ 農林水産業者向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に農林漁業及び食品産業に対する貸出金であり、金融負債は、主に借用金、社債及び寄託金であり、次のリスクがあります。

(イ)信用リスク

当業務勘定では、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているので、今後の情勢によっては、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ)市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせること等により、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負

債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に中小企業者に対する貸出金及び有価証券であり、金融負債は、主に借用金及び社債であり、次のリスクがあります。

(イ)信用リスク

当業務勘定では、①中小企業者に対する貸付け、②中小企業者が発行する社債の取得、③中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、④民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の保証を行う業務、⑤公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者の株式又は持分の取得であって、当該債務を消滅させるためにするものを行っております。当業務勘定では、適切な貸付審査への取組並びに各種モニタリングを通じた信用リスクの把握及び評価等を行い、必要な管理を実施して信用コストの抑制に向けた対応を着実に進めております。しかしながら、国内外の経済動向の変化等に伴う、貸出先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動、その他想定外の事由が発生した場合には、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ)市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスク及び為替リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

為替リスクについては、当業務勘定で行っている外貨貸付に伴い発生するもので、為替予約取引の実施により、為替リスクを極小化する方針を採っております。

(ハ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

二 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に有価証券であり、金融負債は、社債であり、次のリスクがあります。

(イ)信用リスク

当業務勘定では、①民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、②証券化商品の一部買取りを行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、その結果保有する証券化商品が毀損し、損失を被る可能性があります。

(ロ)市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っております。

(ハ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財投機関債などにより長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を 把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可 能性があります。

木 信用保険等業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に預け金であり、次のリスクがあります。

(イ)市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務勘定では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性の高いもので運用していることから、金利リスクは限定的と考えております。

(ロ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、政府からの出資金により長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えております。

へ 危機対応円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借用金であり、次のリスクがあります。

(イ)信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

また、指定金融機関が事業者に対して行う貸付け等により発生する損害額の一部の補填を行っております。事業者の信用状況や経済状況等の大幅な変化等により、補償金の支払額が補償料設定時の予測に反して変動することにより損失を被る可能性があります。

(ロ)市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借用金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

ト 特定事業等促進円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借用金であり、次のリスクがあります。

(イ)信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う特定事業促進業務、事業再構築等促進業務及び事業再編促進業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ)市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金による長期・安定的な資金を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借用金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

各業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 国民一般向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ)信用リスクの管理

当業務では、融資業務・債権管理業務に関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、(i) 個別与信管理、(ii) 自己査定、(ii) 信用リスク計量化により、貸出金の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、各支店のほか審査企画部、リスク管理部等により行われ、定期的に事業本部長を議長とした事業本部運営会議を開催し、審議・報告を行っております。 具体的な管理方法は次のとおりであります。

(i)個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性並びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

(ii)自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査企画部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iii)信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積された信用供与先との取引データ分析に基づく信用スコアリングモデルを構築し、審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務の信用スコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、ポートフォリオが小□分散されているという当業務の特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでおります。

(ロ)市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務では、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借用金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成28年3月31日現在の金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融 負債相殺後の純額(資産側)の時価は13,879百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)高ければ、 13,134百万円減少するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数 との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ)資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債など長期・安定的な資金を確保しているほか、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備え複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ロ 農林水産業者向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ)信用リスクの管理

当業務では、(i) 個別与信管理、(ii) 信用格付、(iii) 自己査定及び(iv) 信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

(i)個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種(農林漁業等)のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

(ii)信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

(iii)自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査部及び再生支援部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は、適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iv)信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

(ロ)市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借用金」、「社債」及び「寄託金」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成28年3月31日現在の金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は8,518百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)高ければ、7,353百万円減少するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ)資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスクの管理に努めております。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ)信用リスクの管理

(i)個別与信管理

当業務のうち融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資などの判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素である「ヒト」「モノ」「カネ」とその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定の債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善提案書の作成・提供などにより経営の改善や経営計画の策定を支援しております。

(ii)信用格付

融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づく独自のスコアリングモデルと、実態把握等による定性分析 に基づき、取引先等の信用状況を把握する信用格付制度を構築、取引方針の策定や審査手続等に活用しております。

(iii)自己査定

融資業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。営業部店が債務者区分の一次査定を 実施し、営業部門とは分離した審査部門において二次査定を行っております。査定結果については、他のセクションから独立した監査部が内部監 査を行い、その正確性を検証しております。

また、査定結果に基づき、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。

(iv)信用リスク計量化

融資業務では、信用リスク計量について信用格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体のリスク量を計量し、モニタリングを 行っております。こうしたモニタリングを通じて、リスクの制御について検討を進めております。

(v)証券化支援業務における信用リスク管理

当業務のうち証券化支援業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD(Credit Risk Database)などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

保証型組成後は、保証先の決算データなどの提出を受けるとともに、保証先の延滞倒産状況を確認し、信用リスクを的確に把握しております。

(ロ)市場リスクの管理

(i) 金利リスク

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務では、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー、デュレーション、VaR及びBPVを計測・分析することにより、金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化や借入期間の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

(ii) 為替リスク

為替リスクについては、当業務では原則として為替予約取引を利用し、為替リスクを極小化する方針を採っております。

為替予約取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離した内部牽制体制を確立しております。また、為替予約取引は、実需に基づいて実施しており、投機的なポジションは保持しておりません。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借用金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成28年3月31日現在の金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融 負債相殺後の純額(資産側)の時価は36,792百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)高ければ、 34,196百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変 数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ)資金調達に係る流動性リスクの管理

融資業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ニ 中小企業者向け証券化支援買取業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ)信用リスクの管理

当業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD (Credit Risk Database) などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切なりターンの設定を行っております。

(ロ)市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っており、金利リスクは限定的と考えております。

なお、当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成28年3月31日現在の金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は45百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)高ければ、46百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること、及び政府からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えております。

ホ 信用保険等業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ)市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性の高いもので運用し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」であります。当該金融商品は、当業務を行うために政府から出 資により調達した資金を主として短期で運用しているものであり、金利の変動に対する感応度の重要性はありません。

(ロ)資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達は政府からの出資金によっております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

へ 危機対応円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ)信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

(ロ)市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「貸出金」及び「借用金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借用金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ)資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致させております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

ト 特定事業等促進円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ)信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

(ロ)市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「貸出金」及び「借用金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借用金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ)資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致させており、流動性リスクは限定的と考えられます。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注3)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金 (2)有価証券	4,094,720	4,099,079	4,358
満期保有目的の債券	21,051	21,401	350
その他有価証券 (3)貸出金 貸倒引当金 ^(*1)	6 17,986,392 △296,887	6	_
	17,689,504	18,585,158	895,653
資産計	21,805,283	22,705,646	900,362
(1)借用金(2)社債	14,101,331 1,720,820	14,470,910 1,764,972	369,578 44,151
負債計	15,822,152	16,235,882	413,729
デリバティブ取引 ^(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	_
ヘッジ会計が適用されているもの	_	_	_
デリバティブ取引計	(0)	(0)	_

^(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2)有価証券

債券は市場価格によっております。ただし、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定における債券については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。組合出資金については、組合財産を時価評価できるものには時価評価を行ったうえ、当該時価に対する持分相当額を組合出資金の時価とみなして計上しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、次により算定しております。

イ 国民一般向け業務勘定

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、要管理先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

ロ 農林水産業者向け業務勘定

貸出金は、資本性劣後ローンの一部を除き、すべて固定金利であり、債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、破綻懸念先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート (国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先及び実質破綻先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

二 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定及び信用保険等業務勘定

該当ありません。

ホ 危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1)借用金

借用金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2)社債

社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は為替予約取引であり、時価は取引先金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 損害担保契約については、与信判断は指定金融機関が行い、当公庫は、貸付時点において個別補償先に対する与信判断に関与しない仕組みとなっていることから、当公庫は個別補償先の財務データを保有しておらず、将来にわたるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

なお、損害担保契約に係る補償引受額は次のとおりであります。

補償引受残高 2,488,087百万円

補償損失引当金 24,497百万円

(注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」、「資産

^(*2)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(3)貸出金」及び「負債(1)借用金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①非上場株式(*1)	2,030
②社債(特定資産担保証券)(*2)	4,339
③組合出資金(*3)	142
④証書貸付(資本性劣後ローン)(*4)	353,407
⑤一般会計借入金(*5)	131,300
⑥産業投資借入金(*6)	22,034
合計	513,253

- (*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 社債(特定資産担保証券)については、市場価格がありません。これらは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業者向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券 でありますが、当該証券の優先劣後構造を設ける際、①まず各金融機関の貸出債権の集合をそれぞれサブプールとみなした上で、サブプールごとに最劣後部分を切出し、 ②次にサブプールの最劣後以外の部分を合同化した上で優先劣後構造に切り分けております。このため、当公庫が保有する合同化された社債(特定資産担保証券)の時価 評価にあたっては、裏付資産となる債務者個々の財務データが必要となりますが、当公庫は当該情報を継続して入手できる仕組みにはなっていないため、時価を把握する のは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。 (*3) 組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。
- (*4) 挑戦支援資本強化特例制度等を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、貸付時において金利は決定されず、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果 による利率が適用されるスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時 価開示の対象とはしておりません。
- (*5) 国民一般向け業務勘定における一般会計借入金については、償還期限の定めはなく、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができないため、時価を把握するこ とが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。 (*6) 産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フロー
- を見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*1)	3,591,597	383,100	120,000	_		_
有価証券 満期保有目的の債券	21,006	24	_	_	_	_
貸出金(*2)	3,947,759	5,957,783	3,549,908	1,887,491	1,449,586	1,308,509
合計	7,560,363	6,340,907	3,669,908	1,887,491	1,449,586	1,308,509

- (*1)預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。
- (*2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない238,760百万円は含めておりません。

(注5) 借用金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借用金(*)	3,360,754	5,075,745	2,892,573	1,304,401	969,275	520,616
社債	541,000	575,000	230,000	135,000	150,000	90,000
合計	3,901,754	5,650,745	3,122,573	1,439,401	1,119,275	610,616

^(*)借用金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金131.300百万円は含めておりません。

貸借対照表の「国債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

- 売買目的有価証券(平成28年3月31日現在) 該当事項はありません。
- 満期保有目的の債券(平成28年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国債	21,004	21,355	350
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	社債	46	46	_
合計		21,051	21,401	350

3. 子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金(平成28年3月31日現在) (注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金

	貸借対照表計上額(百万円)
関連法人等株式·出資金	2,030

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

4. その他有価証券(平成28年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,141,086	1,141,090	△3

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
株式	0
	4,339
その他	142
合計	4,481

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度でありますが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度 (積立型制度であります。) では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。 退職一時金制度 (非積立型制度であります。) では、 退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、当公庫は平成26年10月1日に厚生年金基金制度を廃止し、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	198,045百万円
勤務費用	5,494
利息費用	1,980
数理計算上の差異の発生額	20,377
退職給付の支払額	△8,485
過去勤務費用の発生額	2,982
その他	
退職給付債務の期末残高	220,394

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	100,789百万円
期待運用収益	2,015
数理計算上の差異の発生額	△1,844
事業主からの拠出額	2,914
退職給付の支払額	△3,276
その他	
年金資産の期末残高	100,598

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	129,071百万円
年金資産	△ <u>100,598</u>
	28,472
非積立型制度の退職給付債務	91,322
未積立退職給付債務	119,795
未認識数理計算上の差異	△32,984
未認識過去勤務費用	6,904
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	93,716
退職給付引当金	93,716
前払年金費用	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	93.716

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	5,494百万円
利息費用	1,980
期待運用収益	△2,015
数理計算上の差異の費用処理額	1,755
過去勤務費用の費用処理額	△1,345
その他	<u>-</u> _
確定給付制度に係る退職給付費用	5,869

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

/ T 显英层目前已分为 6至.60分次已已955年160 次9000	7 (0) 70, 7
株式	12%
債券	39%
一般勘定	8%
現金及び預金	41%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率0.1%②長期期待運用収益率2.0%③予想昇給率1.7%~5.9%

3. 確定拠出制度

当公庫の確定拠出制度への要拠出額は374百万円であります。

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額 2,030百万円 持分法を適用した場合の投資の金額 1,885百万円 持分法を適用した場合の投資利益の金額 52百万円

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

-	祝云社及び広人主安体主寺										
	種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高			
ĺ			被所有 直接97.13%		増資の引受(注3)	96,425	_	_			
					政府補給金収入	13,008	_	-			
	主要株主 財務省				資金の受入 ^(注4)	2,833,767	借入金	14,087,079			
		財務省			- ひ	政策金融行政	借入金の返済	4,000,581	旧八並	14,007,079	
	土女休土	(財務大臣)(注1、2)		曾 直接97.13%	直接97.13%		13%	借入金利息の支払	83,727	未払費用	12,085
								資金の預託 ^(注5)	5,319,600	預け金	2,005,800
								資金の払戻	5,861,600		
					社債への被保証(注6)	919,853	_	_			

(注) 1.財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

厚生労働省(厚生労働大臣) 0.03% 農林水産省(農林水産大臣) 0.30% 経済産業省(経済産業大臣) 2.54%

2.財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

厚生労働省 増資の引受 412百万円 機材水産省 増資の引受 4.722百万円 増資の引受 8.000百万円 厚生労働省 政府補給金収入 9.996百万円 股所補給金収入 77百万円 資源エネルギー庁 政府補給金収入 3百万円 中小企業庁 政府補給金収入 3百万円 中小企業庁 は所補給金収入 19,731百万円 機材水産省 借入金の返済 7,151百万円

- 3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
- 4. 資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。
- 5. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。
- 6. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。
- 7.取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等 (単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数	株式会社	なし 連帯債務関係 連帯債務		連帯債務	611,622 ^(注1、3)	_	_
を所有している会 社等	国際協力銀行			印度初风水 连市良幼		_	_

- (注) 1.株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当公庫の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
 - 2.株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項に基づき、当公庫が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社国際協力銀行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社国際協力銀行の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
 - 3. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。
 - 4.取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円43銭 1株当たりの当期純利益金額 0円0銭

(重要な後発事象)

1. 自己株式の取得

当公庫は、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律(平成28年法律第41号)附則第4条第1項の規定に基づき、自己株式を取得しております。

- (1)取得した株式の種類
 - 普通株式
- (2)取得した株式の数
 - 1,291,000,000,000株

(3)取得価額

0円

(4)取得日

平成28年5月18日

(5)取得の方法

政府からの無償譲渡

2. 自己株式の消却

当公庫は、平成28年5月17日開催の取締役会において、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律附則第4条第2項及び会社法 (平成17年法律第86号)第178条の規定に基づき、当該株式を消却することを決議し、平成28年5月18日付けで当該株式を消却しております。

(1)消却した株式の種類

普通株式

(2)消却した株式の数

1,291,000,000,000株

(3) 消却後の発行株式総数

9,806,473,257,741株

(4)消却日

平成28年5月18日

国民生活事業 国民一般向け業務勘定

第8期末(平成28年3月31日現在) **貸借対照表**

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	70,161	借用金	5,458,981
	18	借入金	5,458,981
	70,142	社債	660,050
貸出金	6,862,218	その他負債	12,103
証書貸付	6,862,218	未払費用	4,418
その他資産	12,390	リース債務	1,684
前払費用	274	その他の負債	6,000
未収収益	6,840	賞与引当金	2,990
代理店貸	1,193	役員賞与引当金	6
	4,081	退職給付引当金	58,868
有形固定資産	96,662	役員退職慰労引当金	14
	27,388	負債の部合計	6,193,016
土地	66,118	(純資産の部)	
リース資産	1,298	資本金	1,064,016
建設仮勘定	941	資本剰余金	181,500
その他の有形固定資産	915	経営改善資金特別準備金	181,500
無形固定資産	10,201	利益剰余金	△ 507,132
ソフトウェア	9,025	その他利益剰余金	△ 507,132
リース資産	246	繰越利益剰余金	△ 507,132
その他の無形固定資産	929	株主資本合計	738,383
貸倒引当金	△ 120,234	純資産の部合計	738,383
資産の部合計	6,931,399	負債及び純資産の部合計	6,931,399

第8期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) **損益計算書**

科目	金額
経常収益	147,530
資金運用収益	126,007
貸出金利息	126,003
買現先利息	1
	2
その他の受入利息	0
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0
その他の役務収益	0
政府補給金収入	19,936
一般会計より受入	19,935
特別会計より受入	0
その他経常収益	1,586
世界	499
その他の経常収益	1,086
経常費用	122,057
資金調達費用	16,476
コールマネー利息	28
借用金利息	13,804
社債利息	2,642
役務取引等費用	664
その他の役務費用	664
その他業務費用	304
社債発行費償却	304
営業経費	69,043
その他経常費用	35,569
算倒引当金繰入額 (1)	17,814
貸出金償却	17,319
その他の経常費用	435
経常利益	25,473
特別利益	490
固定資産処分益	490
特別損失	321
固定資産処分損	155
減損損失	166
当期純利益	25,641

第8期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

	株主資本						
		資本剰余金		利益類			
	資本金	経営改善資金	資本剰余金	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	純資産 合計
		特別準備金	合計	繰越 利益剰余金	合計		
当期首残高	1,052,076	181,500	181,500	△ 532,774	△ 532,774	700,801	700,801
当期変動額							
新株の発行	11,940					11,940	11,940
当期純利益				25,641	25,641	25,641	25,641
当期変動額合計	11,940	_	_	25,641	25,641	37,581	37,581
当期末残高	1,064,016	181,500	181,500	△ 507,132	△ 507,132	738,383	738,383

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年~50年

その他 2年~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間 を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

2 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は131,354百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第4条の規定に基づき主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により損益 処理

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は12,040百万円、延滞債権額は127,476百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は41百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は463,263百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務 者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は602,823百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は7,879百万円であります。

- 6. 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、国民一般向け業務勘定の発行する社債は660,050百万円)の一般担保に供しております。
- 7. 有形固定資産の減価償却累計額 13,130百万円
- 8. 偶発債務

国民一般向け業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)附則第17条第2項の規定により、国民一般向け業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債 20,000百万円 政府保証外債 591,622百万円

9. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務 (エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。) に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び 利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(指益計算書関係)

当事業年度において、次の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
首都圏	遊休資産 13物件	土地、建物、その他の無形固定資産	114
その他	遊休資産 13物件	土地、建物	52

国民一般向け業務勘定の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当事業年度末における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は原則として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類 当事業年度期首株式数		当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	
普通株式	1,233,576,000,000	11,940,000,000	_	1,245,516,000,000	

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 11,940,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金 融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM) を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、小□主体の事業資金融資及び教育資金融資等の業務を行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。これらの金融資産及び金融負債について、金利変動による不利な影響が生じないように、当業務勘定では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に国内の小企業等に対する貸出金であり、金融負債は、主に借用金及び社債であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定では、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務勘定では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状況が悪化する与信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

ロ市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。 また、日々の資金繰りに備え、複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど適切な対策をしており、流動性リスクは限定的と考えられますが、不 測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

当業務では、融資業務・債権管理業務に関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、(i) 個別与信管理、(ii) 自己査定、(iii) 信用リスク 計量化により、貸出金の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、各支店のほか審査企画部、リスク管理部等により行われ、定期的に事業本部長を議長とした事業本部運営会議を開催し、審議・報告を行っております。

具体的な管理方法は次のとおりであります。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性並びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

(ii)自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次 査定、審査企画部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務に おける与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利 用しております。

(iii)信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積された信用供与先との取引データ分析に基づく信用スコアリングモデルを構築し、審査手続や与信ポートフォリ

オのモニタリングに活用しております。当業務の信用スコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、ポートフォリオが小口分散されているという当業務の特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでおります。

ロ 市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務では、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借用金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成28年3月31日現在の金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相 殺後の純額(資産側)の時価は13,879百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)高ければ、13,134百万円減少するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債など長期・安定的な資金を確保しているほか、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備え複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金 (2)貸出金 貸倒引当金 ^(*)	70,161 6,854,376 △117,190	70,161	_
	6,737,185	6,977,933	240,747
資産計	6,807,346	7,048,094	240,747
(1)借用金 (2)社債	5,327,678 660,050	5,386,998 663,838	59,320 3,787
負債計	5,987,728	6,050,836	63,107

^(*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

____ (1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)貸出金

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、要管理先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

<u>負</u>債

(1)借用金

財政融資資金借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリー・レート (国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2)社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)貸出金」及び「負債 (1)借用金」には含まれておりません。

区分	貸借対照表計上額
①証書貸付(資本性劣後ローン)(*1)	7,842
②一般会計借入金(*2)	131,300
③産業投資借入金(*3)	3
승計	139,145

- (*1)挑戦支援資本強化特例制度を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、貸付時において金利は決定されず、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果による利率が適用されるスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (*2)一般会計借入金については、償還期限の定めはなく、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (*3) 産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*1)	70,142	_	_	_	_	_
貸出金 ^(*2)	1,472,831	2,420,381	1,483,997	681,982	406,360	257,125
合計	1,542,974	2,420,381	1,483,997	681,982	406,360	257,125

^(*1)預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(注4) 借用金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借用金 ^(*)	1,485,242	2,205,760	1,125,677	323,753	158,360	28,889
社債	230,000	250,000	95,000	55,000	30,000	_
合計	1,715,242	2,455,760	1,220,677	378,753	188,360	28,889

^(*)借用金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金131,300百万円は含めておりません。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度でありますが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度 (積立型制度であります。) では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度 (非積立型制度であります。) では、 退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、当公庫は平成26年10月1日に厚生年金基金制度を廃止し、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整	調整表	k残高σ	と期末	首残高	O)	債務	裁給付	退	(1
-------------------------	-----	------	-----	-----	----	----	-----	---	----

退職給付債務の期首残高	123,532百万円
勤務費用	3,304
利息費用	1,235
数理計算上の差異の発生額	12,030
退職給付の支払額	△5,602
過去勤務費用の発生額	760
その他	17_
退職給付債務の期末残高	135,279

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	62,327百万円
期待運用収益	1,246
数理計算上の差異の発生額	△1,350
事業主からの拠出額	1,785
退職給付の支払額	△1,984
その他	7_
年金資産の期末残高	62,031

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	79,589百万円
年金資産	<u>△62,031</u>
	17,557
非積立型制度の退職給付債務	55,690_
未積立退職給付債務	73,247
未認識数理計算上の差異	△19,698
未認識過去勤務費用	5,320_
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	58,868_
退職給付引当金	58,868
前払年金費用	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	58,868_

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

と場合に負用及しての対象のの立象	
勤務費用	3,304百万円
利息費用	1,235
期待運用収益	△1,246
数理計算上の差異の費用処理額	992
過去勤務費用の費用処理額	△817
その他	
確定給付制度に係る退職給付費用	3,467

^(*2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない139,539百万円は含めておりません。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

1 並及注目 110/3/3 0 主 0 33 然 こ こ 3 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	. , , , , , , , ,
株式	12%
債券	39%
一般勘定	8%
現金及び預金	41%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待 される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

(1)割引率 0.1% ②長期期待運用収益率 2.0% ③予想昇給率 2.2%~5.4%

3. 確定拠出制度

当公庫の確定拠出制度への要拠出額は229百万円であります。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
				増資の引受 ^(注3)	11,528	_	_
主要株主 財務省 (財務大臣) (財務大臣)			政府補給金収入	12,948	_	_	
		財務省 (財務大臣) (注1,2) 被所有 直接99.72%	政策金融行政	資金の受入 ^(注4)	1,673,000	借入金	F 227 601
	(財務大臣)(注1,2)			借入金の返済	1,734,196	旧八並	5,327,681
				借入金利息の支払	13,804	未払費用	3,451
				社債への被保証 ^(注5)	370,050	_	_

(注) 1.財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

厚生労働省(厚生労働大臣)

0.28%

(チエル町日 (Fエカ町 AE) U.28% 2.財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。 厚生労働省 増資の引受 412百万円

厚生労働省 増資の引受 412百万円 厚生労働省 政府補給金収入 2,160百万円 資源エネルギー庁 政府補給金収入 0百万円

- 中小企業庁 政府補給金収入 4,826百万円 3.増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
- 4. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。
- 5. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。
- 6.取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等 (単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数	株式会社	なし	連帯債務関係	連帯債務	611,622 ^(注1、3)	-	_
を所有している会 社等	国際協力銀行		200000000000000000000000000000000000000	2.16 (202)	90,000 ^(注2、3)	_	_

- (注) 1.株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連 帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2 項の規定により、当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
 - 2.株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項に基づき、当業務勘定が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社国際協力銀行が負っ ている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社国際協力銀行の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
 - 3. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。 4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円59銭 1株当たりの当期純利益金額 0円2銭

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

農林水産事業農林水産業者向け業務勘定

第8期末(平成28年3月31日現在) **貸借対照表**

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	56,141	借用金	2,010,661
現金	1	借入金	2,010,661
預け金	56,139	社債	210,969
有価証券	2,179	寄託金	30,318
株式	2,030	その他負債	12,679
その他の証券	149	未払費用	5,988
貸出金	2,583,352	前受収益	7
証書貸付	2,583,352	リース債務	259
その他資産	11,903	その他の負債	6,424
前払費用	264	賞与引当金	582
未収収益	10,509	役員賞与引当金	6
代理店貸	367	退職給付引当金	10,622
その他の資産	761	役員退職慰労引当金	28
有形固定資産	32,870	支払承諾	2,742
建物	7,544	負債の部合計	2,278,611
土地	24,987	(純資産の部)	
リース資産	205	資本金	389,239
建設仮勘定	1	利益剰余金	2,655
その他の有形固定資産	131	利益準備金	2,655
無形固定資産	2,341	株主資本合計	391,895
ソフトウェア	1,973		
リース資産	35		
その他の無形固定資産	333		
支払承諾見返	2,742		
貸倒引当金	△ 21,022	純資産の部合計	391,895
資産の部合計	2,670,507	負債及び純資産の部合計	2,670,507

第8期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) **損益計算書**

科目	金額
経常収益	48,222
資金運用収益	36,638
貸出金利息	36,623
買現先利息	1
	13
その他の受入利息	0
役務取引等収益	34
その他の役務収益	34
政府補給金収入	9,955
一般会計より受入	9,927
特別会計より受入	28
その他経常収益	1,593
一点。 一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一	1,110
その他の経常収益	483
経常費用	48,221
資金調達費用	29,792
コールマネー利息	3
借用金利息	26,520
社債利息	3,268
	3,061
その他の役務費用	3,061
その他業務費用	44
社債発行費償却	44
営業経費	14,598
その他経常費用	724
貸倒引当金繰入額	593
貸出金償却	87
その他の経常費用	43
経常利益	1
特別損失	1
固定資産処分損	0
減損損失	0
当期純利益	_

第8期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

株主資本						(+12:17)11/	
		利益剰余金				liste Manager	
	資本金	資本金	利益	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	純資産 合計
		準備金	繰越 利益剰余金	合計			
当期首残高	381,588	2,655	_	2,655	384,243	384,243	
当期変動額							
新株の発行	7,651				7,651	7,651	
当期純利益			_	_	_	_	
当期変動額合計	7,651	_	_	_	7,651	7,651	
当期末残高	389,239	2,655	_	2,655	391,895	391,895	

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握すること が極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年~50年

その他 2年~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,601百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第4条の規定に基づき主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により損益 処理

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 1. 関係会社の株式総額 2,030百万円
- 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は708百万円、延滞債権額は56,569百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は691百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は19,693百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は77,662百万円であります。
 - なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 6. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は78,464百万円であります。

- 7. 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、農林水産業者向け業務勘定の発行する社債は210,969百万円)の一般担保に供しております。
- 8. 有形固定資産の減価償却累計額 3,287百万円
- 9 偶発債務

農林水産業者向け業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法 (平成23年法律第39号) 附則第17条第2項の規定により、農林水産業者向け業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債20,000百万円政府保証外債591,622百万円

10. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定によ

り読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び 利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(指益計算書関係)

1. 当事業年度において、次の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
首都圏	_	_	_
その他	遊休資産 1物件	土地	0

農林水産業者向け業務勘定の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当事業年度末における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は原則として不動産鑑定評価額に基づいて算定しております。

2. 関係会社との取引による収益

その他経常取引に係る収益総額 0百万円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	381,588,000,000	7,651,850,000	_	389,239,850,000

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 7,651,850,000株

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金の供給を主な業務として行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行等によって資金調達を行っております。このような金融資産及び金融負債を有しているため、これらに伴うリスクを総合的に管理しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に農林漁業及び食品産業に対する貸出金であり、金融負債は、主に借用金、社債及び寄託金であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定では、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているので、今後の情勢によっては、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせること等により、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、こ

れを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

当業務では、(i)個別与信管理、(ii)信用格付、(iii)自己査定及び(iv)信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。 特に、返済の確実性については、業種(農林漁業等)のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査 し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

(ii)信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。 このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

(iii)自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次 査定、審査部及び再生支援部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は、適切な償却・引当の実施の ほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示 にも積極的に利用しております。

(iv)信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

□ 市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借用金」、「社債」及び「寄託金」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成28年3月31日現在の金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相 殺後の純額(資産側)の時価は、8,518百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)高ければ、7,353百万円 減少するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮して おりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスクの管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金 (2) 有価証券	56,141	56,141	_
その他有価証券 (3)貸出金 貸倒引当金 ^(*)	6 2,580,998 △20,122	6	_
	2,560,876	2,818,966	258,090
資産計	2,617,023	2,875,114	258,090
(1)借用金 (2)社債 (3)寄託金	2,010,661 210,969 30,318	2,171,151 238,315 29,912	160,489 27,345 △405
負債計	2,251,949	2,439,378	187,429

(*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

<u>資</u>産

(1)現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)有価証券

組合出資金については、組合財産を時価評価できるものには時価評価を行ったうえ、当該時価に対する持分相当額を組合出資金の時価とみなして計上しております。

(3)貸出金

貸出金は、資本性劣後ローンの一部を除き、すべて固定金利であり、債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

<u>負</u>債

(1)借用金

借用金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割

り引いて時価を算定しております。

(2)社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(3) 寄託金

一定の期間ごとに区分した当該寄託金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」及び「資 産(3)貸出金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)	2,030
② 組合出資金(*2)	142
③ 証書貸付(資本性劣後ローン) (*3)	2,353
승計	4,526

- (*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (*2)組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、 時価開示の対象とはしておりません。
- (*3) 新規分野等挑戦型資本性貸付制度を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、貸付時において金利は決定されず、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の 結果による利率が適用されるスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることか ら時価開示の対象とはしておりません。
- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*1)	56,139	_	_	_	_	_
貸出金(*2)	281,648	498,767	393,190	319,546	352,196	682,486
合計	337,788	498,767	393,190	319,546	352,196	682,486

- (*1)預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。
- (*2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない55,516百万円は含めておりません。
- (注4) 借用金及び社債等の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借用金	198,173	409,367	346,386	293,235	365,726	397,772
社債	26,000	40,000	_	25,000	30,000	90,000
寄託金	_	_	245	1,292	4,069	24,711
合計	224,173	449,367	346,631	319,527	399,795	512,483

(有価証券関係)

貸借対照表の「株式」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

- 1. 子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金(平成28年3月31日現在)
 - (注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金

	貸借対照表計上額(百万円)
関連法人等株式·出資金	2,030

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2. その他有価証券(平成28年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	その他	13,086	13,090	△3

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
その他	142

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度でありますが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下 の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。 退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、 退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、当公庫は平成26年10月1日に厚生年金基金制度を廃止し、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行しております。

2. 確定給付制度

(1)	退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
	退職給付債務の期首残高

AC 140/10/15 (200) 27/31/20/15 (201)	
退職給付債務の期首残高	23,165百万円
勤務費用	656
利息費用	231
数理計算上の差異の発生額	2,378
退職給付の支払額	△1,106
過去勤務費用の発生額	238
その他	△4
退職給付債務の期末残高	25,559

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	11,998百万円
期待運用収益	239
数理計算上の差異の発生額	△266
事業主からの拠出額	346
退職給付の支払額	△400
その他	△3_
年金資産の期末残高	11,913

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	15,285百万
年金資産	△11,913
	3,372
非積立型制度の退職給付債務	10,273
未積立退職給付債務	13,645
未認識数理計算上の差異	△3,832
未認識過去勤務費用	809
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	10,622
退職給付引当金	10,622
前払年金費用	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	10,622

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	656百万円
利息費用	231
期待運用収益	△239
数理計算上の差異の費用処理額	188
過去勤務費用の費用処理額	△133
その他	
確定給付制度に係る退職給付費用	703

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	12%
債券	39%
一般勘定	8%
現金及び預金	41%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待 される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率 0.1% ②長期期待運用収益率 2.0%

③予想昇給率 1.8%~5.9%

3. 確定拠出制度

当公庫の確定拠出制度への要拠出額は44百万円であります。

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額	2,030百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	1,885百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	52百万円

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
				増資の引受(注3)	2,929	_	_
→ m // →	財務省 (財務大臣) (注1,2) 被所有 直接91.76%	被所有		資金の受入 ^(注4)	179,000	#14	1 074 274
主要株主		政策金融行政	借入金の返済	176,192	借入金	1,974,374	
				借入金利息の支払	26,520	未払費用	4,662

(注) 1.財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

農林水産省(農林水産大臣) 8.24%

 2.財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。 農林水産省 増資の引受 4,722百万円
 4,722百万円 農林水産省 政府補給金収入 9,955百万円 農林水産省 借入金の返済 7,151百万円

- 3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
- 4. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。 5.取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等 (単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
> ## > / A +1 (#*)	3半数	なし	寄託金の受入元	寄託金の受入 ^(注1)	580	寄託金	30,318
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している会 社等			3,55111 13,57,75	寄託金の返還	824		
	株式会社	なし	`市世/主 次 田/6	連帯債務	611,622 ^(注2、4)	_	_
	国際協力銀行	/4·U	建市俱协制体	(建市) 原物	60,000 ^(注3、4)	_	-

- (注) 1. 寄託金は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)に基づき、森林整備活性化資金(無利子資金)を貸付 1. 可引む並は、体系経合基準の増加等の促進が応勤の関連が応勤と行います。 けるため、その財源として独立行政法人農林漁業信用基金から受け入れている金額であり、無利子であります。 2.株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連
 - 帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2 項の規定により、当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
 - 3.株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項に基づき、当業務勘定が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社国際協力銀行が負っ ている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社国際協力銀行の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
 - 4. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。
 - 5.取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1円0銭 1株当たりの純資産額 1株当たりの当期純利益金額

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

中小企業事業 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

第8期末(平成28年3月31日現在) **貸借対照表**

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	83,198	借用金	3,635,501
現金	3	借入金	3,635,501
 預け金	83,194	社債	845,800
有価証券	46	その他負債	5,652
	46	未払費用	3,971
 株式	0	前受収益	36
貸出金	5,744,706	金融派生商品	0
証書貸付	5,744,706	リース債務	486
その他資産	5,485	その他の負債	1,157
前払費用	255	賞与引当金	1,080
未収収益	3,474	役員賞与引当金	5
	1,755	退職給付引当金	19,733
有形固定資産	47,936	役員退職慰労引当金	14
 建物	11,389	支払承諾	6,034
土地	35,727	負債の部合計	4,513,824
 リース資産	330	(純資産の部)	
建設仮勘定	102	資本金	1,469,185
その他の有形固定資産	386	利益剰余金	△ 367,432
無形固定資産	3,854	その他利益剰余金	△ 367,432
ソフトウェア	3,023	繰越利益剰余金	△ 367,432
リース資産	119	株主資本合計	1,101,752
その他の無形固定資産	711		
支払承諾見返	6,034		
貸倒引当金	△ 275,686	純資産の部合計	1,101,752
資産の部合計	5,615,576	負債及び純資産の部合計	5,615,576

第8期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 損益計算書

科目	金額
経常収益	104,150
資金運用収益	87,336
貸出金利息	87,332
有価証券利息配当金	1
買現先利息	0
	2
その他の受入利息	0
	34
	34
政府補給金収入	14,655
一般会計より受入	14,651
特別会計より受入	3
その他経常収益	2,123
償却債権取立益	175
その他の経常収益	1,948
経常費用	79,395
資金調達費用	21,152
 コールマネー利息	58
借用金利息	15,198
社債利息	5,894
	79
その他の役務費用	79
その他業務費用	268
	18
社債発行費償却	249
金融派生商品費用	0
	25,957
	31,937
貸倒引当金繰入額	27,430
貸出金償却	2,549
その他の経常費用	1,957
経常利益	24,755
特別利益	2
固定資産処分益	2
特別損失	42
固定資産処分損	16
減損損失	25
当期純利益	24,715

第8期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

	利益剰余金				純資産	
	資本金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計	合計	
		繰越 利益剰余金				
当期首残高	1,439,285	△ 392,148	△ 392,148	1,047,136	1,047,136	
当期変動額						
新株の発行	29,900			29,900	29,900	
当期純利益		24,715	24,715	24,715	24,715	
当期変動額合計	29,900	24,715	24,715	54,615	54,615	
当期末残高	1,469,185	△ 367,432	△ 367,432	1,101,752	1,101,752	

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物2年~50年その他2年~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証に

よる回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は90,339百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第4条の規定に基づき主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により損益 処理

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,835百万円、延滞債権額は550,943百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額に該当する債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は89,907百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は648,686百万円であります。
 - なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 5. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は78,030百万円であります。

- 6. 株式会社日本政策金融公庫法 (平成19年法律第57号) 第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債 (うち、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定の発行する社債は845.800百万円)の一般担保に供しております。
- 7. 有形固定資産の減価償却累計額 4,993百万円
- 8. 偶発債務

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法 (平成23年法律第39号) 附則第17条第2項の規定により、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債 20,000百万円

政府保証外債 591.622百万円

9. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び 利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

当事業年度において、次の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
首都圏	遊休資産	土地、建物	25

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当事業年度末における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,439,285,000,000	29,900,000,000	_	1,469,185,000,000

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 29,900,000,000株

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うことと されております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。当該業務を行うため、政府からの借入による間接金融を主とする他、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っております。また、外貨貸付に伴う為替リスクを回避する目的から、為替予約取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に中小企業者に対する貸出金及び有価証券であり、金融負債は、主に借用金及び社債であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定では、①中小企業者に対する貸付け、②中小企業者が発行する社債の取得、③中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、④民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の保証を行う業務、⑤公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者の株式又は持分の取得であって、当該債務を消滅させるためにするものを行っております。当業務勘定では、適切な貸付審査への取組並びに各種モニタリングを通じた信用リスクの把握及び評価等を行い、必要な管理を実施して信用コストの抑制に向けた対応を着実に進めております。しかしながら、国内外の経済動向の変化等に伴う、貸出先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動、その他想定外の事由が発生した場合には、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、金利リスク及び為替リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、 当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

為替リスクについては、当業務勘定で行っている外貨貸付に伴い発生するもので、為替予約取引の実施により、為替リスクを極小化する方針を採っております。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。 また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

(i)個別与信管理

当業務のうち融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資などの判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、 償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素である「ヒト」「モノ」「カネ」とその組合せである経営の様々な活動について、 申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定の債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに 努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善提案書の作成・提供などにより経営の改善や経営計画 の策定を支援しております。

(ii)信用格付

融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づく独自のスコアリングモデルと、実態把握等による定性分析に基づき、取引先等の信用状況を把握する信用格付制度を構築、取引方針の策定や審査手続等に活用しております。

(iii) 自己杳定

融資業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。営業部店が債務者区分の一次査定を 実施し、営業部門とは分離した審査部門において二次査定を行っております。査定結果については、他のセクションから独立した監査部が内部監 査を行い、その正確性を検証しております。

また、査定結果に基づき、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。

(iv)信用リスク計量化

融資業務では、信用リスク計量について信用格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体のリスク量を計量し、モニタリングを行っております。こうしたモニタリングを通じて、リスクの制御について検討を進めております。

(v)証券化支援業務における信用リスク管理

当業務のうち証券化支援業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD (Credit Risk Database)などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

保証型組成後は、保証先の決算データなどの提出を受けるとともに、保証先の延滞倒産状況を確認し、信用リスクを的確に把握しております。

ロ 市場リスクの管理

(i)金利リスク

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務では、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー、デュレーション、VaR及びBPVを計測・分析することにより、金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化や借入期間の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

(ii) 為替リスク

為替リスクについては、当業務では原則として為替予約取引を利用し、為替リスクを極小化する方針を採っております。

為替予約取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離した内部牽制体制を確立しております。また、為替予約取引は、実需に基づいて実施しており、投機的なポジションは保持しておりません。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借用金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成28年3月31日現在の金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は36,792百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)高ければ、34,196百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

融資業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。 また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金 (2)有価証券	83,198	83,198	_
満期保有目的の債券	46	46	_
(3)貸出金 貸倒引当金 ^(*1)	5,401,495 △159,574		
	5,241,920	5,572,046	330,125
資産計	5,325,166	5,655,291	330,125
(1)借用金(2)社債	3,613,470 845,800	3,670,392 858,820	56,922 13,019
負債計	4,459,270	4,529,212	69,941
デリバティブ取引 ^(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	_
ヘッジ会計が適用されているもの	_	-	_
デリバティブ取引計	(0)	(0)	_

- (*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (*2)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる 項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)有価証券

社債については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、破綻懸念先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金 の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先及び実質破綻先に対する債権等について は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒 引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1)借用金

財政融資資金借入金については固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標 レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 計債

社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は為替予約取引であり、時価は取引先金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」、「資産 (3)貸出金」及び「負債(1)借用金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①非上場株式(*1)	0
②証書貸付(資本性劣後ローン)(*2)	343,211
③産業投資借入金(*3)	22,031
승計	365,242

- (*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (*2)挑戦支援資本強化特例制度等を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、貸付時において金利は決定されず、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果 による利率が適用されるスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時 価開示の対象とはしておりません。 (*3)産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フロー
- を見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*1)	83,194	_	_	_	_	_
有価証券 ^(*2) 満期保有目的の債券	22	24	_	_	_	_
貸出金(*2)	1,406,048	1,988,165	1,082,955	512,199	436,690	274,942
合計	1,489,266	1,988,189	1,082,955	512,199	436,690	274,942

- (*1)預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。
- (*2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない43,704百万円は含めておりません。

(注4) 借用金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借用金	890,107	1,410,149	830,745	313,650	190,850	_
社債	285,000	281,000	135,000	55,000	90,000	_
合計	1,175,107	1,691,149	965,745	368,650	280,850	_

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(平成28年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	社債	46	46	_

2. その他有価証券(平成28年3月31日現在)

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
株式	0

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度でありますが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度 (積立型制度であります。) では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度 (非積立型制度であります。) では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、当公庫は平成26年10月1日に厚生年金基金制度を廃止し、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	42,000百万円
勤務費用	1,287
利息費用	419
数理計算上の差異の発生額	4,983
退職給付の支払額	△1,459
過去勤務費用の発生額	1,635
その他	△18_
退職給付債務の期末残高	48,848

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,574百万円
期待運用収益	431
数理計算上の差異の発生額	△173
事業主からの拠出額	659
退職給付の支払額	△747
その他	△5_
年金資産の期末残高	21,738

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	27,891百万円
年金資産	<u>△21,738</u>
	6,152
非積立型制度の退職給付債務	20,956
未積立退職給付債務	27,109
未認識数理計算上の差異	△8,059
未認識過去勤務費用	683_
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	19,733_
退職給付引当金	19,733
前払年金費用	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	19,733

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

/C 44/1011376/13/20 C 21/30/17/CD 2 ===================================	
勤務費用	1,287百万円
利息費用	419
期待運用収益	△431
数理計算上の差異の費用処理額	504

過去勤務費用の費用処理額 △334 その他 確定給付制度に係る退職給付費用 1,445

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	12%
債券	39%
一般勘定	8%
現金及び預金	41%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待 される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率 0.1% ②長期期待運用収益率 2.0% ③予想昇給率 1.7%~5.9%

3. 確定拠出制度

当公庫の確定拠出制度への要拠出額は85百万円であります。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			増資の引受(注3)	21,900	_	_	
				資金の受入 ^(注4)	875,460	借入金	2 625 501
主要株主 財務省 (財務大臣)(注1,2)	被所有 直接90.48%	政策金融行政	借入金の返済	1,015,909	恒人並	3,635,501	
			借入金利息の支払	15,198	未払費用	3,153	
				社債への被保証(注5)	549,802	_	_

- (注) 1.財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。
 - 経済産業省(経済産業大臣)
- 9.52%
 - 2.財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

 - 経済産業省 増資の引受 8,000百万円 資源エネルギー庁 政府補給金収入 3百万円 中小企業庁 政府補給金収入 14,651百万円
 - 3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
 - 4. 資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

 - 5.社債への被保証については、保証料の支払はありません。 6.取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等 (単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数	株式会社	なし	連帯債務関係 連帯債務	611,622 ^(注1、3)	_	_	
を所有している会 社等	国際協力銀行		2.16 (200) (3.01)	22.16 (20)	300,000 ^(注2、3)	_	_

- (注) 1.株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連 帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2 項の規定により、当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
 - 2.株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項に基づき、当業務勘定が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社国際協力銀行が負っ ている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社国際協力銀行の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
 - 3. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。
 - 4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円74銭 1株当たりの当期純利益金額 0円1銭

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

中小企業事業中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

第8期末(平成28年3月31日現在)貸借対照表

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	3,478	社債	4,000
現金	0	その他負債	9
 預け金	3,478	未払費用	0
有価証券	25,343	その他の負債	8
 国債	21,004	賞与引当金	2
	4,339	役員賞与引当金	0
その他資産	33	退職給付引当金	40
未収収益	10	役員退職慰労引当金	0
その他の資産	22	支払承諾	11,809
前払年金費用	5	負債の部合計	15,860
支払承諾見返	11,809	(純資産の部)	
貸倒引当金	△ 5	資本金	24,476
		利益剰余金	327
		利益準備金	170
		その他利益剰余金	157
		繰越利益剰余金	157
		株主資本合計	24,803
		純資産の部合計	24,803
資産の部合計	40,664	負債及び純資産の部合計	40,664

第8期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) **損益計算書**

科目	金額
経常収益	354
資金運用収益	337
有価証券利息配当金	335
	2
	12
その他の役務収益	12
その他経常収益	4
その他の経常収益	4
経常費用	197
資金調達費用	0
社債利息	0
役務取引等費用	101
その他の役務費用	101
その他業務費用	8
社債発行費償却	8
営業経費	82
その他経常費用	5
貸倒引当金繰入額	5
経常利益	157
当期純利益	157

第8期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

		(単位・日万円)					
	株主資本						
			利益剰余金			純資産	
	資本金	到光準供入	その他 利益剰余金		株主資本 合計	合計	
			利益準備金 繰越 合計				
当期首残高	24,476	10	320	330	24,806	24,806	
当期変動額							
準備金繰入		160	△ 160	_	_	_	
国庫納付			△ 160	△ 160	△ 160	△ 160	
当期純利益			157	157	157	157	
当期変動額合計	_	160	△ 163	△ 2	△ 2	△ 2	
当期末残高	24,476	170	157	327	24,803	24,803	

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については 原則として移動平均法による原価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握すること が極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。

3 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、予想損失率等に基づき算出した予想損失額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査 部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により損益 処理

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5)役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、中小企業者向け証券化

支援買取業務勘定の発行する社債は4,000百万円)の一般担保に供しております。

偶発債務

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)附則第17条第2項の規定により、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債 20,000百万円 政府保証外債 591,622百万円

3. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び 利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	24,476,000,000	_	_	24,476,000,000

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画 (財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等) についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」 という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性の高いものに限定されております。

当業務勘定は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。当該業務を行うため、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に有価証券であり、金融負債は、社債であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定では、①民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、②証券化商品の一部買取りを行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、その結果保有する証券化商品が毀損し、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っております。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財投機関債などにより長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

当業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD (Credit Risk Database) などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンの設定を行っております。

ロ 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、 金利リスクを極小化する方針を採っており、金利リスクは限定的と考えております。

なお、当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券 | 及び 「社債 | であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成28年3月31日現在の金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は45百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベーシス・ポイント(0.5%)高ければ、46百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること、及び政府からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において は一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金 (2)有価証券	3,478	3,478	_
満期保有目的の債券	21,004	21,355	350
資産計	24,482	24,833	350
社債	4,000	3,999	△0
負債計	4,000	3,999	△0

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)有価証券

債券は市場価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

負債

社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含ま れておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①社債(特定資産担保証券)(*1)	4,339
②クレジット・デフォルト・スワップ ^(*2)	_
승計	4,339

- (*1) 社債 (特定資産担保証券) については、市場価格がありません。これらは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業者向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券でありますが、当該証券の優先劣後構造を設ける際、①まず各金融機関の貸出債権の集合をそれぞれサブプールとみなした上で、サブプールごとに最劣後部分を切出し、 ②次にサブプールの最劣後以外の部分を合同化した上で優先劣後構造に切り分けております。このため、当業務勘定が保有する合同化された社債(特定資産担保証券)の 時価評価にあたっては、裏付資産となる債務者個々の財務データが必要となりますが、当業務勘定は当該情報を継続して入手できる仕組みにはなっていないため、時価を 把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) クレジット・デフォルト・スワップについては、中小企業者向け貸出債権を参照としており、市場価格がなく、かつ、参照債務を構成する債務者個々の財務データを継続して入 手できる仕組みにはなっていないなどデフォルトの発生見込みを合理的に推定できないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしており ません。
- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	3,478	_	_	_	_	_
有価証券 満期保有目的の債券	20,983	_	_	_	_	_
合計	24,461	_	_	_	_	_

^(*)預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(注4) 社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
社債	_	4,000	_	_	_	_

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(平成28年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国債	21,004	21,355	350

2. その他有価証券(平成28年3月31日現在)

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
債券 社債	4,339

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度でありますが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度 (積立型制度であります。) では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度 (非積立型制度であります。) では、 退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、当公庫は平成26年10月1日に厚生年金基金制度を廃止し、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	28百万円
勤務費用	3
利息費用	0
数理計算上の差異の発生額	13
退職給付の支払額	_
過去勤務費用の発生額	4
その他	21_
退職給付債務の期末残高	72

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	7百万円
期待運用収益	0
数理計算上の差異の発生額	1
事業主からの拠出額	1
退職給付の支払額	_
その他	5
年金資産の期末残高	15

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20百	万円.
年金資産	△15_	
	4	
非積立型制度の退職給付債務	51_	
未積立退職給付債務	56	
未認識数理計算上の差異	△20	
未認識過去勤務費用		
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	34_	
退職給付引当金	40	
前払年金費用	△5_	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	34	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

1	延帆和竹賃用及しての内託項目の並領	
	勤務費用	3百万円
	利息費用	0
	期待運用収益	△0
	数理計算上の差異の費用処理額	1
	過去勤務費用の費用処理額	△0
	その他	
	確定給付制度に係る退職給付費用	4

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

/ T 並え注目 11 1 7 1 7 3 至 3 7 7 7 7 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	-00 / (00 / 0.0 /
株式	12%
債券	39%
一般勘定	8%
現金及び預金	41%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待

される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率 0.1%

②長期期待運用収益率 2.0%

③予想昇給率 1.7%~5.9%

3. 確定拠出制度

当公庫の確定拠出制度への要拠出額は0百万円であります。

(関連当事者との取引関係)

兄弟会社等 (単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している会 社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	611,622(注1、2)	-	_

- (注) 1.株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
 - 2.連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。
 - 3.取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

 1株当たりの純資産額
 1円1銭

 1株当たりの当期純利益金額
 0円0銭

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

中小企業事業 信用保険等業務勘定

第8期末(平成28年3月31日現在) **貸借対照表**

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	3,081,511	保険契約準備金	1,350,357
現金	0	その他負債	1,265
	3,081,511	未払費用	26
その他資産	14,040	リース債務	140
前払費用	429	その他の負債	1,097
未収収益	332	賞与引当金	199
	13,277	役員賞与引当金	1
有形固定資産	18,868	退職給付引当金	4,343
	4,773	役員退職慰労引当金	1
土地	13,968	負債の部合計	1,356,168
	87	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	39	資本剰余金	1,748,884
無形固定資産	1,788	資本準備金	1,748,884
ソフトウェア	1,547	利益剰余金	11,155
リース資産	40	その他利益剰余金	11,155
その他の無形固定資産	200	繰越利益剰余金	11,155
		株主資本合計	1,760,039
		純資産の部合計	1,760,039
資産の部合計	3,116,207	負債及び純資産の部合計	3,116,207

第8期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) **損益計算書**

科目	金額
経常収益	276,048
資金運用収益	2,173
	2,173
保険引受収益	273,555
	137,030
責任共有負担金収入	6,862
保険契約準備金戻入額	129,663
その他経常収益	320
その他の経常収益	320
経常費用	264,893
保険引受費用	255,869
	352,873
	△ 97,003
	4,938
その他経常費用	4,085
その他の経常費用	4,085
経常利益	11,155
特別損失	0
固定資産処分損	0
当期純利益	11,155

第8期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

	株主資本					(単位・日/パロ)	
	資本類	剰余金 利益		則余金		純資産	
	資本	資本剰余金	その他 利益剰余金			株主資本 合計	合計
	準備金	合計	繰越 利益剰余金	合計			
当期首残高	1,965,779	1,965,779	△ 276,895	△ 276,895	1,688,884	1,688,884	
当期変動額							
新株の発行	60,000	60,000			60,000	60,000	
資本準備金の 取崩 (欠損填補)	△ 276,895	△ 276,895	276,895	276,895	_	_	
当期純利益			11,155	11,155	11,155	11,155	
当期変動額合計	△ 216,895	△ 216,895	288,050	288,050	71,155	71,155	
当期末残高	1,748,884	1,748,884	11,155	11,155	1,760,039	1,760,039	

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物5年~50年その他2年~15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により損益 処理

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4 保険契約準備金の計上基準

保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第9条第1項に基づき次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項に基づき当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。

①責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額

②支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税 (以下、「消費税等」という。) の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 1. 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。 なお、信用保険等業務勘定においては社債は発行しておりません。
- 2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,558百万円
- 偶発債務

信用保険等業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)附則第17条第2項の規定により、信用保険等業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債 20,000百万円 政府保証外債 591.622百万円

4. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び 利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

その他の経常費用には、保険料の返還金4,071百万円が含まれております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,660,327,407,741	60,000,000,000	_	5,720,327,407,741

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 60,000,000,000株

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うことと されております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金 融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM) を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。 当業務勘定は、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険等を行っております。当該業務を行うため、政府からの出資金によって 資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に預け金であり、次のリスクがあります。

イ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務勘定では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性の高いもので運用していることから、金利リスクは限定的と考えております。

ロ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、政府からの出資金により長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性の高いもので運用し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」であります。当該金融商品は、当業務を行うために政府から出資により調達した資金を主として短期で運用しているものであり、金利の変動に対する感応度の重要性はありません。

ロ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達は政府からの出資金によっております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金預け金	3,081,511	3,085,870	4,358

(注1) 金融商品の時価の算定方法

<u>資</u>産

現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	2,578,411	383,100	120,000	_	_	_

(有価証券関係)

貸借対照表の「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

その他有価証券(平成28年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	その他	520,000	520,000	_	

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度でありますが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度 (積立型制度であります。) では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。 退職一時金制度 (非積立型制度であります。) では、 退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、当公庫は平成26年10月1日に厚生年金基金制度を廃止し、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	9,085百万円
勤務費用	232
利息費用	90
数理計算上の差異の発生額	937
退職給付の支払額	△317

過去勤務費用の発生額 332 その他 退職給付債務の期末残高 10,365

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

,		
	年金資産の期首残高	4,817百万円
	期待運用収益	96
	数理計算上の差異の発生額	△57
	事業主からの拠出額	115
	退職給付の支払額	△144
	その他	2
	年金資産の期末残高	4,830

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	6,197百万F
年金資産	_△4,830_
	1,367
非積立型制度の退職給付債務	4,168
未積立退職給付債務	5,535
未認識数理計算上の差異	△1,275
未認識過去勤務費用	83_
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,343
退職給付引当金	4,343
前払年金費用	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,343

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	232百万円
利息費用	90
期待運用収益	△96
数理計算上の差異の費用処理額	60
過去勤務費用の費用処理額	△56
その他	
確定給付制度に係る退職給付費用	231

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	12%
債券	39%
一般勘定	8%
現金及び預金	41%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待 される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

0.1%

②長期期待運用収益率 2.0%

③予想昇給率 1.7%~5.9%

3. 確定拠出制度

当公庫の確定拠出制度への要拠出額は14百万円であります。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
	D 7/7 / >	14-7-4-		増資の引受 ^(注1)	60,000	_	_
主要株主	財務省 (財務大臣)	被所有 直接100%	政策金融行政	資金の預託 ^(注2)	5,319,600	四十个	2.005.800
	(MINDALE)	直接 100%		資金の払戻	5,861,600	預け金	2,005,600

- (注) 1. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。 2. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。
 - 3.取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等 (単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している会 社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	611,622 ^(注1、2)	-	-

- (注) 1.株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。 2.連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。 3.取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円30銭 1株当たりの当期純利益金額 0円0銭

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

危機対応円滑化業務 危機対応円滑化業務勘定

第8期末(平成28年3月31日現在) **貸借対照表**

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	799,968	借用金	3,073,245
 預け金	799,968	借入金	3,073,245
貸出金	3,073,245	その他負債	6,035
証書貸付	3,073,245	未払費用	676
その他資産	749	前受収益	5,314
未収収益	722	リース債務	1
	27	その他の負債	43
有形固定資産	1	賞与引当金	6
	1	役員賞与引当金	0
無形固定資産	58	退職給付引当金	100
ソフトウェア	57	役員退職慰労引当金	0
	0	補償損失引当金	24,497
その他の無形固定資産	0	負債の部合計	3,103,884
前払年金費用	29	(純資産の部)	
		資本金	957,462
		利益剰余金	△ 187,295
		その他利益剰余金	△ 187,295
		繰越利益剰余金	△ 187,295
		株主資本合計	770,166
		純資産の部合計	770,166
資産の部合計	3,874,051	負債及び純資産の部合計	3,874,051

第8期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 損益計算書

科目	金額
経常収益	37,692
資金運用収益	28,477
	27,792
預け金利息	685
一般。 一般,我们是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	3,272
損害担保補償料	3,272
政府補給金収入	354
	354
その他経常収益	5,588
補償損失引当金戻入益	4,518
	1,070
経常費用	48,783
資金調達費用	27,792
借用金利息	27,792
役務取引等費用	9,549
損害担保補償金	9,549
その他業務費用	11,059
	11,059
営業経費	203
その他経常費用	178
その他の経常費用	178
経常損失	11,090
当期純損失	11,090

第8期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

	利益剰余金				純資産	
	資本金	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	合計	
		繰越 利益剰余金	合計			
当期首残高	957,394	△ 176,205	△ 176,205	781,188	781,188	
当期変動額						
新株の発行	68			68	68	
当期純損失		△ 11,090	△ 11,090	△ 11,090	△ 11,090	
当期変動額合計	68	△ 11,090	△ 11,090	△ 11,022	△ 11,022	
当期末残高	957,462	△ 187,295	△ 187,295	770,166	770,166	

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1)無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間 を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 補償損失引当金

補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により損益 処理

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものはありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものでありま

す。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 2. 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。 なお、危機対応円滑化業務勘定においては社債は発行しておりません。
- 3. 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円
- 4. 偶発債務

危機対応円滑化業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)附則第17条第2項の規定により、危機対応円滑化業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債20,000百万円政府保証外債591,622百万円

5. 損害担保契約の補償引受額

補償引受残高(108,271件) 2,488,087百万円 補償損失引当金 24,497百万円 差引額 2,463,590百万円

6. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務 (エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。) に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	957,394,000,000	68,000,000	_	957,462,000,000

(注)変動事中の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 68,000,000株

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金 融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM) を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して、①貸 付け、②損害担保 (指定金融機関が行う貸付け等に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補塡を行うもの)、③利子補給(当公庫による信用 供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの)の業務を行っております。当該業務を 行うため、①貸付けについては、必要資金の調達は財政融資資金借入及び政府保証債の発行によっておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、 また、調達コストは貸出金利息等で回収しております。②損害担保、③利子補給に係る必要資金については、政府からの出資金により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借用金であり、次のリスクがあります。

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機 関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

また、指定金融機関が事業者に対して行う貸付け等により発生する損害額の一部の補塡を行っております。事業者の信用状況や経済状況等の大幅 な変化等により、補償金の支払額が補償料設定時の予測に反して変動することにより損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務勘定 における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しております。また、指定金融機関に対す る補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借用金は、不測の事態において支払期 日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリ スクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、こ れを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査 を受けております。

ロ 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「貸出金」及び「借用金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における 貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借用金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致 する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致さ せております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられます。 一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において は一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	799,968	799,968	_
(2)貸出金	3,073,245	3,138,458	65,213
資産計	3,873,213	3,938,426	65,213
借用金	3,073,245	3,163,868	90,623
負債計	3,073,245	3,163,868	90,623

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)貸出金

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した 利率で割り引いて時価を算定しております。

負債

借用金

借用金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリー・レート (国債の指標レート)で割り引 いて時価を算定しております。

(注2) 損害担保契約については、与信判断は指定金融機関が行い、当公庫は、貸付時点において個別補償先に対する与信判断に関与しない仕組みとなってい ることから、当公庫は個別補償先の財務データを保有しておらず、将来にわたるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができません。したがって、 時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

なお、損害担保契約に係る補償引受額は次のとおりであります。

補償引受残高 2,488,087百万円 補償損失引当金 24,497百万円

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	799,968	_	_	_	_	_
貸出金	778,148	1,026,386	566,883	362,800	249,713	89,315
合計	1,578,116	1,026,386	566,883	362,800	249,713	89,315

^(*)預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(注4) 借用金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借用金	778,148	1,026.386	566,883	362,800	249,713	89,315

(有価証券関係)

貸借対照表の「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

その他有価証券(平成28年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)					
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	その他	608,000	608,000	_					

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度でありますが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度 (積立型制度であります。) では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。 退職一時金制度 (非積立型制度であります。) では、 退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、当公庫は平成26年10月1日に厚生年金基金制度を廃止し、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	156百万円
勤務費用	6
利息費用	1
数理計算上の差異の発生額	22
退職給付の支払額	_
過去勤務費用の発生額	5
その他	△19_
退職給付債務の期末残高	173

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	43百万円
期待運用収益	0
数理計算上の差異の発生額	0
事業主からの拠出額	4
退職給付の支払額	_
その他	△5
年金資産の期末残高	44

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	56百万
年金資産	△44_
	12
非積立型制度の退職給付債務	116_
未積立退職給付債務	128
未認識数理計算上の差異	△64
未認識過去勤務費用	7_
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	71_
退職給付引当金	100
前払年金費用	△29_
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	71

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	6百万円
利息費用	1
期待運用収益	△0
数理計算上の差異の費用処理額	5
過去勤務費用の費用処理額	△1
その他	
確定給付制度に係る退職給付費用	11_

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	12%
債券	39%
一般勘定	8%
現金及び預金	41%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率0.1%②長期期待運用収益率2.0%③予想昇給率2.6%~5.9%

3. 確定拠出制度

当公庫の確定拠出制度への要拠出額は0百万円であります。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主 財務省 被所有 直接85.09			増資の引受 ^(注3)	68	-	_	
	D 176715			政府補給金収入	60	_	_
	11	政策金融行政	資金の受入 ^(注4)	105,200	借入金	2.072.245	
	(8)337(E)	(3.05/kg) 直接05.05/kg		借入金の返済	1,067,643	恒人並	3,073,245
			借入金利息の支払	27,792	未払費用	675	

(注) 1.財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。 農林水産省(農林水産大臣) 0.13%

経済産業省(経済産業大臣) 14.78%

2.財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

農林水産省 政府補給金収入 40百万円 中小企業庁 政府補給金収入 253百万円

- 3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
- 4. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。
- 5.取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等 (単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している会 社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	611,622 ^(注1、2)	_	-

- (注) 1.株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
 - 2.連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。
 - 3.取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

 1株当たりの純資産額
 0円80銭

 1株当たりの当期純損失金額
 0円1銭

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

特定事業等促進円滑化業務特定事業等促進円滑化業務勘定

第8期末(平成28年3月31日現在) **貸借対照表**

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	262	借用金	76,277
 預け金	262	借入金	76,277
貸出金	76,277	その他負債	145
証書貸付	76,277	未払費用	143
その他資産	143	リース債務	0
未収収益	143	その他の負債	0
	0	賞与引当金	3
有形固定資産	0	役員賞与引当金	0
リース資産	0	退職給付引当金	54
無形固定資産	19	役員退職慰労引当金	0
ソフトウェア	19	負債の部合計	76,479
	0	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	0	資本金	267
前払年金費用	12	利益剰余金	△ 31
		その他利益剰余金	△ 31
		繰越利益剰余金	△ 31
		株主資本合計	235
		純資産の部合計	235
資産の部合計	76,715	負債及び純資産の部合計	76,715

第8期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) **損益計算書**

科目	金額
経常収益	489
資金運用収益	412
貸出金利息	412
預け金利息	0
政府補給金収入	77
一般会計より受入	77
その他経常収益	0
その他の経常収益	0
経常費用	499
資金調達費用	412
借用金利息	412
営業経費	87
経常損失	9
当期純損失	9

第8期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

		利益朝	副余金		純資産 合計	
	資本金	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		繰越 利益剰余金	合計			
当期首残高	267	△ 21	△ 21	245	245	
当期変動額						
当期純損失		△ 9	△ 9	△ 9	△ 9	
当期変動額合計	_	△ 9	△ 9	△ 9	△ 9	
当期末残高	267	△ 31	△ 31	235	235	

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間 を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

2 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により損益 処理

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものはありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 2. 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。 なお、特定事業等促進円滑化業務勘定においては社債は発行しておりません。
- 3. 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円
- 4. 偶発債務

特定事業等促進円滑化業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法 (平成23年法律第39号) 附則第17条第2項の規定により、特定事業等促進円滑化業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債 20,000百万円 政府保証外債 591,622百万円

5. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	267,000,000	_	_	267,000,000

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業の実施に必要な資金及び産業競争力強化の観点から事業再編等の実施に必要な資金の調達の円滑化に資するため、主務大臣が指定する指定金融機関に対して貸付けの業務を行っております。当該業務を行うため、必要資金の調達は財政融資資金借入によることとしておりますが、借入期間と貸付期間を一致させて、調達コストは貸出金利息で回収することとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借用金であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う特定事業促進業務、事業再構築等促進業務及び事業再編促進 業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金による長期・安定的な資金を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借用金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査 を受けております。

ロ 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「貸出金」及び「借用金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における 貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借用金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致 する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致させ ており、流動性リスクは限定的と考えられます。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において は一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金 (2)貸出金	262 76,277	262 77,753	_ 1,476
資産計	76,539	78,015	1,476
借用金	76,277	78,500	2,223
負債計	76,277	78,500	2,223

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した 利率で割り引いて時価を算定しております。

負債

借用金

借用金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリー・レート (国債の指標レート)で割り引 いて時価を算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	262	_	_	_	_	_
貸出金	9,083	24,083	22,882	10,963	4,626	4,640
合計	9.345	24.083	22.882	10.963	4.626	4.640

^(*) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(注3) 借用金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借用金	9,083	24,083	22,882	10,963	4,626	4,640

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度でありますが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下 の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、 退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、当公庫は平成26年10月1日に厚生年金基金制度を廃止し、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行しております。

2. 確定給付制度

(1)	退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
	1日前4人はするの世子は古

C 14010 13 15 130 17 13 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	
退職給付債務の期首残高	76百万円
勤務費用	3
利息費用	0
数理計算上の差異の発生額	10
退職給付の支払額	_
過去勤務費用の発生額	4
その他	△0_
退職給付債務の期末残高	96

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

牛並貝性の州目沈同と州木沈同の洞笠衣	
年金資産の期首残高	20百万円
期待運用収益	0
数理計算上の差異の発生額	0
事業主からの拠出額	2
退職給付の支払額	_
その他	△0_
年金資産の期末残高	23

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	30百万円
年金資産	△23_
	6
非積立型制度の退職給付債務	65_
未積立退職給付債務	72
未認識数理計算上の差異	△32
未認識過去勤務費用	2
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	42_
退職給付引当金	54
前払年金費用	△12
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	42

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	3百万円
利息費用	0
期待運用収益	△0
数理計算上の差異の費用処理額	2
過去勤務費用の費用処理額	△0
その他	
確定給付制度に係る退職給付費用	6

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	12%
債券	39%
一般勘定	8%
現金及び預金	41%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

①割引率

0.1%

②長期期待運用収益率 2.0%

③予想昇給率 2.6%~5.8%

3. 確定拠出制度

当公庫の確定拠出制度への要拠出額は0百万円であります。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高								
		14-64		資金の受入 ^(注2)	1,107	#14	76.277								
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1)	被所有		11-41-1-1-1	11-41-1-1-1	112 41 7 1 1 1	111 41 7 1 1 8	100 40 7 1 1 0	110 41 7 1 1 0	放所有 直接100%	政策金融行政	借入金の返済	6,640	借入金	/0,2//
(別份人足)	<u></u>		借入金利息の支払	412	未払費用	143									

- (注) 1.財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。 経済産業省 政府補給金収入 77百万円 2.資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。
 - 3.取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等 (単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している会 社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	611,622(注1、2)	1	-

- (注) 1.株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2 項の規定により、当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
 - 2.連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。
 - 3.取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円88銭 1株当たりの当期純損失金額 0円3銭

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

リスク管理債権等

当公庫は、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省 令第3号)」に基づきリスク管理債権を算出しています。

▼ リスク管理債権 (単位:百万円)

	国民生活事業 (国民一般向け業務勘定)	農林水産事業(農林水産業者向け業務勘定)	中小企業事業 (中小企業者向け融資・ 証券化支援保証業務勘定)	3事業合計
破綻先債権	12,040	708	7,835	20,584
延滞債権	127,476	56,569	550,943	734,989
3カ月以上延滞債権	41	691	-	733
貸出条件緩和債権	463,263	19,693	89,907	572,865
合計	602,823	77,662	648,686	1,329,172
リスク管理債権合計/貸出金残高(%)	8.78	3.01	11.29	8.75

(リスク管理債権)

·破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかっ た貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由 又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

·貸出条件緩和債権

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行っ た貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

▼ 金融再生法開示債権

▼ 金融再生法開示債権 (単位:百万)								
	国民生活事業 (国民一般向け業務勘定)	農林水産事業(農林水産業者向け業務勘定)	中小企業事業 (中小企業者向け融資・ 証券化支援保証業務勘定)	3事業合計				
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	55,135	6,695	24,974	86,805				
危険債権	84,888	50,627	533,920	669,436				
要管理債権	463,305	20,384	89,907	573,598				
小計①	603,329	77,707	648,802	1,329,840				
正常債権	6,266,239	2,518,905	5,105,529	13,890,674				
合計②	6,869,568	2,596,613	5,754,460	15,220,642				
(①/②)(%)	8.78	2.99	11.27	8.74				

- (注) 1.当公庫は、金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号))の適用はありませんが、民間金融機関の基準に準じて算出したものです。
- (注) 2. 中小企業事業及び3事業合計の合計②は要管理先の求償権で弁済契約を締結したものを含み、小計①及び正常債権の合計と相違しております。

(金融再生法開示債権)

・破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる 債権です。

·危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。 ·要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しない債権です。

·正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外のものに区分される債権です。

日本政策金融公庫の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

①役員報酬の支給水準の設定についての考え方

国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としている。

②平成27年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

特別手当(賞与)について、当該役員の職務実績に応じて、増額又は減額することができることとしている。

③役員報酬基準の内容及び平成27年度における改定内容

役員報酬は、下表のとおり、本俸、特別調整手当及び特別手当から構成されている。 代表取締役総裁

平成27年度から施行された国家公務員の「給与制度の総合的見直し」に準じて、本俸の引下げ(▲2%)を実施した上で、次のとおり

- ・ 本俸の引上げ(+1,000円)
- 特別調整手当の引上げ(+0.5%)
- 特別手当の引上げ(+0.05ヵ月)

報酬の種類	支給基準等					
	本棒月額(単位:千円)					
		本棒月額				
	総裁	1,175				
アー本棒	副総裁	1,123				
	専務取締役	1,074				
	常務取締役	925				
	取締役	864				
	社外取締役	777				
	常勤監査役	801				
	非常勤監査役	680				
イ 特別調整手当	東京都特別区に在勤する役員 本俸月額×0	.185				
ウ 特別手当	【(本俸月額+特別調整手当月額)+(本俸月額 0.2}】×支給割合 ^(*)	i×0.25)+{(本俸月額+特別調整手当月額)×				
2 13003 —	0.2) [(*)支給割合:年3.15ヵ月				

(平成27年3月31日に現に在職し、かつ平成27年4月1日以降引き続き在職する役員については、平成30年3月31日までの間、 平成27年4月1日以降の新本俸月額に、平成27年3月31日において受けていた旧本俸月額と平成27年4月1日以降の新本俸月額 との差額に相当する額を加算した額を支給する。この加算して支給する額は、上表イ及びウの算定においては、本俸月額の一部と みなす。)

代表取締役副総裁 同上 代表取締役専務取締役 同上 専務取締役 同上 常務取締役 同上 取締役 同上 常勤監査役 同上

2 役員の報酬等の支給状況

/D. 6		平成2	7年度年間報酬等	の総額(千円)	就任·退	任の状況	状況
役名		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	前職
代表取締役総裁	23,345	14,376	6,368	2,600 (特別調整手当)			*
代表取締役副総裁	22,312	13,740	6,086	2,485(特別調整手当)			*
A代表取締役専務取締役	5,975	2,847	2,615	512(特別調整手当)		平成27年 6月18日	\Diamond
B代表取締役専務取締役	21,460	13,140	5,943	2,377(特別調整手当)			\Diamond
C代表取締役専務取締役	21,179	13,140	5,662	2,377 (特別調整手当)			\Diamond
D代表取締役専務取締役	14,971	10,088	3,055	1,827(特別調整手当)	平成27年 6月18日		\Diamond
専務取締役	21,460	13,140	5,943	2,377(特別調整手当)			\Diamond
A常務取締役	18,481	11,316	5,118	2,047(特別調整手当)			*
B常務取締役	5,370	2,451	2,477	441 (特別調整手当)		平成27年 6月18日	*
C常務取締役	18,481	11,316	5,118	2,047(特別調整手当)			*
D常務取締役	18,239	11,316	4,876	2,047(特別調整手当)			\Diamond
E常務取締役	12,894	8,687	2,632	1,573(特別調整手当)	平成27年 6月18日		*
A取締役	4,807	2,290	2,104	412(特別調整手当)		平成27年 6月18日	*
	17,040	10,572	4,555	1,912(特別調整手当)			\Diamond

C取締役	14,681	8,440	4,721	1,519(特別調整手当)		平成28年 1月18日	*
D取締役	17,040	10,572	4,555	1,912(特別調整手当)			\Diamond
E取締役	17,040	10,572	4,555	1,912(特別調整手当)			*
F取締役	17,266	10,572	4,781	1,912(特別調整手当)			\Diamond
G取締役	12,043	8,114	2,459	1,470(特別調整手当)	平成27年 6月18日		*
A取締役(非常勤)	9,504	9,504	0	0(特別調整手当)			
B取締役(非常勤)	9,504	9,504	0	0(特別調整手当)			
A監査役	4,508	2,121	2,005	381(特別調整手当)		平成27年 6月18日	*
B監査役	11,165	7,522	2,280	1,362(特別調整手当)	平成27年 6月18日		*
C監査役	15,901	9,792	4,337	1,771 (特別調整手当)			
A監査役(非常勤)	8,316	8,316	0	0 (特別調整手当)			
B監査役(非常勤)	8,316	8,316	0	0 (特別調整手当)			

注1: 「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

代表取締役総裁

役員報酬は以下の基本的な考え方に基づき、国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としていることから、 適正な水準と判断している。

①各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。

②当公庫の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保し得る水準とし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案 すること。

③公庫の業務及び財産の公共性を鑑み、その総額を含め、適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

代表取締役副総裁 同上 代表取締役専務取締役 同上 専務取締役 同上 常務取締役 同上 取締役 同上 常勤監査役 同上

【主務大臣の検証結果】 適正な水準である。

4 役員の退職手当の支給状況(平成27年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)(千円)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
代表取締役総裁	該当なし	年	月			
代表取締役副総裁	該当なし	年	月			
常務取締役	4,183	2 [#]	O ^用	27.6.18	1.7	*
取締役A	4,826	3 [#]	O ^月	27.6.18	1.4	*
取締役B	4,156	2 [#]	7 ^月	28.1.18	1.4	*
監査役	5,965	4 [#]	O ^月	27.6.18	_	*

- 注: 「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。 退職公務員 [*」、役員出向者 [◇]、独立行政法人等の退職者 [※]、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者 [*※]、該当がない場合は空欄。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

TTONY (TT as LODISTITUAL)	
区分	判断理由
常務取締役	内部規程の定めに従い、外部有識者からなる評価・審査委員会において業績勘案率を決定しており、適正な水準と判断している。
取締役A	同上
取締役B	同上
監査役	内部規程の定めに従い、取締役に準じて決定しており、適正な水準と判断している。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

特別手当(賞与)について、当該役員の職務実績に応じて、増額又は減額することができることとしており、今後も継続していく方針である。

注2:本表の「前職」欄の「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。

注3:各項目で端数処理を行っているため、各項目の合計が、総額と一致しない場合がある。

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

①職員給与の支給水準の設定等についての考え方

国会の議決を経て承認された人件費予算の範囲内で適正に執行する。

また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ人件費の管理を行う。

社会一般の情勢に適合したものとなるように考慮し、民間金融機関における給与水準、国家公務員に対する人事院勧告等を踏まえ、労使間の協議を経て決定する。

②職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給・グレード給・特別手当に反映させている。

注:「グレード給」とは、管理職に支給する職員給のうち成績に応じて変動する部分である。

③給与制度の内容及び平成27年度における主な改定内容

給与内容は、本俸、グレード給及び諸手当(扶養手当、勤務地手当、通勤手当、寒冷地手当、住居手当、単身赴任手当、超過勤務手当及び特別手当)としている。

国家公務員に準じて次のとおり実施。

- ・ 本俸月額の引上げ(+0.402%)
- 特別手当の引上げ(+0.1ヵ月)
- ・ 単身赴任手当の引上げ(基礎額+3,000円/月、交通距離の区分に応じた加算額+1,000円~13,000円/月)

2 職員給与の支給状況

①職種別支給状況

			平成27年度の年間給与額(平均)(千円)				
区分	人員(人)	平均年齢(歳)	総額	うち瓦	定内	うち賞与	
					うち通勤手当	プラ貝丁	
常勤職員	4,546	39.8	6,896	5,113	126	1,783	
事務·技術	4,543	39.8	6,896	5,113	126	1,783	
自動車運転手	3	56.2	7,054	5,225	74	1,829	
在外職員	3	36.2	14,613	13,120	0	1,493	
事務·技術	3	36.2	14,613	13,120	0	1,493	
任期付職員	23	51.2	3,096	2,885	108	211	
事務·技術	23	51.2	3,096	2,885	108	211	
再任用職員	55	62.5	4,028	3,416	177	612	
事務·技術	53	62.5	4,021	3,417	184	604	
自動車運転手	2	-	-	-	-	-	

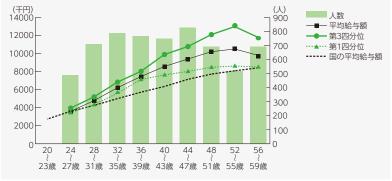
- 注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
- 注2:非常勤職員は、該当者がいないため記載を省略。
- 注3:研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種は、該当者がいないため記載を省略。
- 注4:常勤職員及び再任用職員のうち、自動車運転手とは、自動車運転の専任者をいう。
- 注4.常勤戦員及び再任用戦員のうち、自動半運転手合は、自動半運転の専任者をいつ。 注5:再任用職員のうち自動車運転手については、人員が2名のみであり、個人を特定されるおそれがあるため、人員以外の項目は記載を省略。

職種別支給状況(年俸制適用者)

			平成27年度の年間給与額(平均)(千円)			
区分	人員(人) 平均年齢(歳)	総額	うち所定内		2+尚上	
					うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1,716	48.4	11,732	8,363	126	3,369
指定職相当職員	50	56.7	15,906	11,181	146	4,725
事務·技術	1,666	48.2	11,606	8,278	125	3,328
在外職員	1	-	-	-	-	-
事務·技術	1	-	-	-	-	-

- 注2: 常勤職員のうち、指定職相当職員とは、特に重要な業務を所掌する部長級をいう。
- 注3:非常勤職員は、該当者がいないため記載を省略。
- 注4:研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種は、該当者がいないため記載を省略。
- 注5: 年俸制適用者のうち在外職員については、人員が1名のみであり、個人を特定されるおそれがあるため、人員以外の項目は記載を省略。

②年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)[在外職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



- 注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。
- 注2:任期付職員を含む。以下、④において同じ。

③職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務·技術職員)

分布状況を示すグループ	人員(人)	平均年齢(歳)	年間給与額		
カ1四人元を小りフルーフ			平均(千円)	最高~最低(千円)	
管理職(部長級)	360	53.7	13,692	16,116~11,549	
管理職(課長級)	1,306	46.7	10,872	13,975~7,053	
非管理職	4,566	39.9	6,751	15,824~2,590	

④賞与(平成27年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

	区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
	677		2子(0月)		
	一律支給分(期末相	一律支給分(期末相当)		100%	100%
管理職員	査定支給分(勤勉相	査定支給分(勤勉相当)(平均)		0%	0%
		最高~最低	0%	0%	0%
	一律支給分(期末相	当)	0%	0%	0%
一般職員	査定支給分(勤勉相	当) (平均)	100%	100%	100%
		最高~最低	100%	100%	100%

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務·技術職員

項目		内容
対国家公務員 指数の状況	·年齡勘案 ·年齡·地域勘案 ·年齡·学歷勘案 ·年齡·地域·学歷勘案	126.6 126.7 123.1 3 124.8

1 高い専門性を有する人材の確保

当公庫の業務遂行にあたっては、企業財務に精通した人材が必要であるのに加えて、以下に挙げる特殊・高度な専門性を 有する人材の確保が必要であるため、大学卒・大学院卒などの採用が多くなっており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、 このような人材確保に見合った給与水準を維持する必要がある。

具体的には、以下のような能力や専門性を有する人材の確保が必要である。

- ・帳簿等の整備が不十分で担保力が乏しく民間金融機関から融資を受けることが困難な小企業や創業企業の実態を迅速かつ的確に把握し維持力・将来性を適正に判断する専門的な「目利き能力」
- ・農林水産業者に対して民間金融機関では対応困難な長期融資や生産技術を踏まえた幅広い経営へのアドバイスなどの特殊 かつ高度な能力・専門性
- ・中小企業のニーズに対応するため民間金融機関や地域の諸機関と連携し多様な手法による事業資金を供給する担い手とな る専門的な能力及び高度なサービスを提供する能力

2 職務環境を踏まえた処遇の確保

在職地域が都市部に比較的集中しており、また全国152ヵ所に支店を有しているため、業務上の必要性等から、全国規模の 転勤が常態化しており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような職務環境に見合った給与水準を維持する必要がある。

3 参考となるデータ

地域・学歴勘案の対国家公務員指数は「124.8」となり、勘案前の「126.6」から「1.8」ポイント低下する。 その他、参考となるデータは以下のとおり。

①民間金融機関との比較例

国に比べて給与水準が高く なっている理由

	年間平均給与(千円)	平均年齢(歳)
当公庫	8,141	42.1
A(都市銀行)	8,795	37.3
B(都市銀行)	7,916	38.0
C(都市銀行)	7,380	37.8
D(地方銀行)	7,680	42.2
E(地方銀行)	7,708	40.8
F(地方銀行)	7,931	41.9

注1: 当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの 注2:民間金融機関のデータは、有価証券報告書(平成27年3月期)出所

②学歴別の人員構成

	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
当公庫	88.7%	9.1%	2.2%	0.0%
国家公務員行政職(一)	54.7%	12.4%	32.8%	0.0%

注1:大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。 注2: 当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの 注3: 国家公務員のデータは、平成27年国家公務員給与等実態調査出所

③地域別の人員構成

	1~5級地	その他
当公庫	59.9%	40.1%
国家公務員行政職(一)	55.1%	44.9%

- 注1:区分は、国家公務員の地域手当支給地区分による。
- 注2:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの注3:国家公務員のデータは、平成27年国家公務員給与等実態調査出所

【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 4.6%】

(国からの財政支出額 53,333,480千円、支出予算の総額 1,168,112,974千円:平成27年度予算)

【累積欠損額:貸借対照表上の繰越利益剰余金は△1,375,058百万円(これにより株主資本合計は4,627,306百万円)(平成 26年度決算)】

【管理職の割合 26.7% (常勤職員数6,232名中1,666名)】

【大卒以上の高学歴者の割合 88.7% (常勤職員数6,232名中5,525名)】

【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 8.7%】

(支出総額 683,386,153千円、給与・報酬等支給総額59,319,805千円:平成26年度決算)

給与水準の妥当性の検証

給与水準については、上記の高くなっている理由欄にも記載したとおりであり、職員全体の給与は、国会の議決を経て決定さ れた人件費予算の範囲内で適正に執行している。収益性のみならず、政策金融機関としての特性も十分に考慮しながら、政策 金融を的確に実施し適切に管理している。

(主務大臣の検証結果)

日本公庫においては、業務を遂行するに際して、中小零細企業・農林事業者向けの融資、債権管理、回収、リスク管理等に関 する高い職務能力が必要であることから、高度な専門性を有する人材確保のため、同種の民間金融機関の給与水準等を踏まえ る必要性がある。

また、日本公庫が、全国に支店網を展開し、かつ、職員の転居を伴う広範囲で頻繁な転勤を要求する勤務環境を形成している ことも踏まえる必要性がある。

従って、こうした理由から日本公庫の給与水準が国に比べて高くなっているものと認められる。

一方で、給与水準は国家公務員を上回っていることから、今後も給与水準の引き下げの努力が引き続き求められる。

【講ずる措置】

平成28年度も 民間金融機関等の給与処遇及び人事院勧告の内容等も勘案しつつ、平成23年度に導入した現行の人事給与 制度を適正に運用することで、人件費の膨張を抑制し、国民の理解が得られる水準とするよう取り組む。また、平成26年4月に 総合職と処遇差を設け、転勤範囲を限定した新たな職種である「地域総合職」を導入。 既存の総合職職員からの職種転換や新 卒採用による「地域総合職」の増加に伴い、人件費の膨張が抑制される見込み。加えて、平成25年に大幅に削減を実施した管 理職総数について、引き続き適正に管理・運用していくことで、人件費の膨張抑制が見込まれる。

【次年度に見込まれる対国家公務員指数】

講ずる措置

現行の人事給与制度において、次年度の対国家公務員指数の算定は困難であるため、次年度の同指数は前年度の数値を仮

対国家公務員指数126.6程度、地域学歴勘案124.8程度

【改善策】

上述の通り、新人事給与制度の適正な運用、「地域総合職」職員の増加、管理職総数の適正な管理・運用といった措置を通じ て人件費の膨張を抑制していく。

【給与の目標水準及び具体的期限】

目標水準:126.6程度、具体的期限:平成28年度末(平成28年度においても、上述の改善措置を通じて、27年度並の水準 となるよう取り組む)

4 モデル給与

○ 22歳(大卒初任給、独身)

月額185,800円 年間給与2,764,000円

○ 35歳(本部上席課長代理、配偶者·子1人)

月額475,480円 年間給与7,702,000円

○ 45歳(本部課長、配偶者·子2人)

月額739,020円 年間給与12,564,000円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給・グレード給・特別手当に反映させており、今後も継続していく方針である。

Ⅲ 総人件費について (単位:千円、%)

区分	平成26年度	平成27年度	比較増減	
給与、報酬等支給総額(A)	59,319,805	59,707,457	387,652	(0.7%)
退職手当支給額(B)	4,703,867	5,206,836	502,969	(10.7%)
非常勤役職員等給与(C)	2,089,609	2,393,236	303,627	(14.5%)
福利厚生費(D)	9,825,959	10,250,958	424,999	(4.3%)
最広義人件費(A+B+C+D)	75,939,240	77,558,488	1,619,248	(2.1%)

注:各項目で端数処理を行っているため、各項目((A) \sim (D))の合計が、総額(A+B+C+D)と一致しない場合がある。

総人件費について参考となる事項

1 対前年比状況

平成27年度においては、「給与、報酬等支給総額」が前年度比+0.7%、「最広義人件費」が前年度比+2.1%となった。これは、人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与改定に関する取扱いに準じて国家公務員と同様のベースアップ及び賞与支給月数の増加を実施したこと、前年に比べ定年退職者数が多かったことから退職手当支給額が増加したことが主な要因となっている。

2 人件費削減の基本方針

株式会社日本政策金融公庫については、「経済対策危機」(平成21年4月10日閣議決定)を受けて、経済危機対応業務に支障を来たすことがないよう業務を 着実に実現する必要があるため、経済対策危機が時限的な措置であることを踏まえ、経済危機対応業務が終了する平成25年度末までに、当初設定した総人件 費改革の削減目標(人員数5.0%減)を実現することとしていた。平成25年度までに目標を達成済。

3 役職員退職手当の引下げ

(1)役員退職手当

国家公務員に準じて、次のとおり、役員退職手当を引き下げた。

(単位:%)

退職日	経過	26年7月1日~		
ル 単	25年3月1日~25年9月30日	25年10月1日~26年6月30日	20年7月1日1	
引下げ率	△ 2	△ 8	△ 13	

(2)職員退職手当

国家公務員に準じて、平成26年7月1日以降、平成22年度の支給水準から△13%を引き下げた。

IV その他

特になし。

株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年五月二十五日法律第五十七号)(抜粋)

(目的)

第一条 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

(株式の政府保有)

第三条 政府は、常時、公庫の発行済株式の総数を保有していなければならない。

(政府の出資)

第四条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に出資することができる。

(役員等の選任及び解任等の決議)

- 第六条 公庫の役員等 (取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。) の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 - 2 公庫の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(業務の範囲)

- 第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。
 - 一 別表第一の中欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務(同表第十四号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあっては、当該資金を調達するために新たに発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第五十三条において同じ。)を応募その他の方法により取得する業務を含む。以下同じ。)を行うこと。
 - 二 別表第二に掲げる業務を行うこと。
 - 三 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の規定による保険を行うこと。
 - 四削除
 - 五 公庫の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。
 - 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
 - 2 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が、一般の金融機関が通常の条件により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者(以下「指定金融機関」という。)が危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。
 - 二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行うこと。
 - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
 - 3 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行った特定資金の貸付け等であって前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

(業務の委託)

第十四条 公庫は、その業務(第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務及び同項第三号に掲げる業務を除く。)の一部を他の者(主務省令で定める金融機関その他主務省令で定める法人(以下「受託法人」という。)に限る。)に委託することができる。

(事業年度)

第二十八条 公庫の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(予算の作成及び提出)

- 第二十九条 公庫は、毎事業年度、その予算を作成し、主務大臣を経由して、これを財務大臣に提出しなければならない。
 - 2 前項の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類
 - 二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
 - 三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
 - 四 その他当該予算の参考となる書類
 - 3 前項第一号の事業計画及び資金計画においては、別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金ごとの貸付予定額並びに同表第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付予定額の合計額が明らかになるようにしなければならない。
 - 4 第一項の予算の作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。
- 第三十条 財務大臣は、前条第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定 を経なければならない。
 - 2 内閣は、前条第一項の予算について、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

(予算の議決)

第三十三条 公庫の予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

(財務諸表の提出)

第四十条 公庫は、毎事業年度、財産目録を作成しなければならない。

2 公庫は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録(以下「貸借対照表等」という。)及び事業報告書(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。第四十四条第一項において同じ。)を含む。)を主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第四十一条 公庫は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあっては、別表第一第一号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う 業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあっては、別 表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な 関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務 並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第四号、第六号及び第八号の二から第九号までに掲げる業務(同号に掲げる業務にあっては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第四号、第六号、第八号の二若しくは第八号の三に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 四 第十一条第一項第二号の規定による別表第二第三号、第五号、第七号、第八号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあっては、同表第三号、第五号、第七号及び第八号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項 第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに 同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務(以下「信用保険等業務」という。)

六 削除

七 危機対応円滑化業務

(決算報告書の作成及び提出)

- 第四十四条 公庫は、第四十条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条から第四十六条までにおいて同じ。) を作成し、当該決算報告書に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。
 - 2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の貸借対照表等を添え、内閣に送付しなければならない。

(国庫納付金)

- 第四十七条 公庫は、第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。
 - 2 公庫は、前項のそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、同項の準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。
 - 3 信用保険等業務に係る勘定に属する剰余金の額が零を下回る場合において第四条第三項及び附則第五条第一項 の規定により整理した当該勘定に属する資本金又は準備金の額を減少することにより公庫が行う当該剰余金の処理 の方法は、政令で定める。
 - 6 公庫は、第四十三条第一項の規定により経営改善資金特別準備金の額を減少した日の属する事業年度以後の各事業年度において、第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する利益の額として主務省令で定める方法により算定される額が生じた場合には、その額に相当する額をもって、経営改善資金特別準備金の額を附則第六条第一項の規定により経営改善資金特別準備金に充てることとした額に達するまで増加しなければならない。
 - 7 公庫は、第一項、第二項及び前項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分及び第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分を行ってはならない。

(政府の貸付け)

第四十八条 政府は、公庫に対して資金の貸付けをすることができる。

(借入金及び社債)

- 第四十九条 公庫がその業務 (信用保険等業務を除く。第五項において同じ。) を行うために必要な資金の財源に充てるために 行う資金の借入れは、特定短期借入金の借入れ又は前条第一項の規定による資金の貸付けに係る借入れに限るもの とする。
 - 5 公庫は、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係る借入れを行おうとし、又は社債を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(政府保証)

第五十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、公庫の社債に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号。以下「外資受入法」という。)第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。

(監督)

第五十八条 公庫は、主務大臣がこの法律又は中小企業信用保険法の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、公庫の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときるの他この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対し、その業務に関し 監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十九条 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託法人 (第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条にお いて同じ。)に対して報告をさせ、又はその職員に、公庫若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、 書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に 限る。

(定款)

- 第六十一条 公庫の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の手続及び要件に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。
 - 2 前項の経営責任を担うべき者の選任の要件に関する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない旨を定めなければならない。
 - 一 第一条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任 されること。
 - 二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないよう十分に配慮すること。
 - 3 公庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併、会社分割、株式交換、事業の譲渡及び譲受け並びに解散)

第六十二条 公庫を当事者とする合併、会社分割、株式交換、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに公庫の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章及び第四章第一節の規定にかかわらず、別に法律で定める。

(主務大臣)

第六十四条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

- 一 役員及び職員その他管理業務に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
- 二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務(同表第一号に掲げる業務にあっては別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあっては別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣
- 三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務(同表第一号に掲げる業務にあっては別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあっては別表第一第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣及び厚生労働大臣
- 四 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う 業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあっては、別 表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な 関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務 並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事

項 農林水産大臣及び財務大臣

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号及び第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号から第九号までに掲げる業務(同号に掲げる業務にあっては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第三号から第八号の三までに掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣

六 削除

- 七 危機対応円滑化業務並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
- 2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(協議)

第六十五条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

- 一 第六条の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第八条ただし書の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第六十一条第三項の規定による認可をしようとするとき。

附則

(公庫の業務の在り方の検討)

- 第四十七条 政府は、公庫の成立後、この法律の施行の状況を勘案しつつ、公庫が一般の金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とする観点から、第十一条第一項の規定による別表第一第十四号に掲げる資金の貸付けの業務その他の公庫の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。
 - 2 政府は、公庫の成立後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案しつつ、指定金融機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表第一(第十一条関係)

加衣:	第一(第十一条関係)	
_	独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、 当該事業の継続が可能であると見込まれるもの	当該事業を遂行するために必要な小□の事業資金(第三号から第七号までに掲げる資金を除く。)
=	教育(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。以下この号において同じ。)を受ける者又はその者の親族であって、その所得の水準その他の政令で定める要件を満たすもの	小□の教育資金(教育を受ける者又はその者の親族が、教育を受け、又は受けさせるために必要な資金をいう。)
Ξ	生活衛生関係営業者	政令で定める施設又は設備 (車両を含む。以下この表において同じ。) の設置又は整備 (当該施設又は設備の設置 又は整備に伴って必要となる施設の設置又は整備を含む。) に要する資金その他当該生活衛生関係営業について 衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金であって政令で定めるもの
四	生活衛生関係営業者が営む生活衛生関係営業に使用される者であって、 当該生活衛生関係営業に使用されている年数を勘案して主務省令で定 める基準に該当するもの	その者が新たに当該生活衛生関係営業と同一の業種に属する生活衛生関係営業を営むために必要な施設又は設備の設置に要する資金
五	生活衛生同業組合、生活衛生同業川組合、生活衛生同業組合連合会その他これらに準ずる者であって、物品の製造その他の政令で定める事業を営むもの	当該事業を営むために必要な施設若しくは設備の設置若しくは整備に要する資金又は当該事業を営むために必要な資金であって、政令で定めるもの
六	生活衛生関係営業に関する技術の改善及び向上のための研究を行う者	当該研究を行うために必要な施設又は設備の設置又は整備に要する資金
t	理容師又は美容師を養成する事業(理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)又は美容師法(昭和三十二年法律第百六十三号)の規定により指定を受けて理容師養成施設又は美容師養成施設を開設することをいう。)を営む者	理容師養成施設又は美容師養成施設の整備に要する資金
X	農林漁業者	農林為業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって、次に掲げるもの(資本市場からの調達が困難なものに限る。) 「農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地(農地又は採草放牧地とする土地を含む。ハにおいて同じ。)の取得(その取得に当たって、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の側線を含む。)に必要な資金ハ農地又は採草放牧地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の取得に必要な資金であって主務大臣の指定するもの 果樹の権裁又は有成に必要な資金(果樹の育成に必要な資金については、別表第五等一号及び第五号に掲げる資金に係るものに限る。) ホ果樹以外の永年性植物であって主務大臣の指定するもの(以下「指定永年性植物」という。)の植栽又は育成に必要な資金(別表第五第一号に掲げる資金に係るもの以り下「指定永年性植物」という。)の植栽又は育成に必要な資金(別表第五第一号に掲げる資金に係るものに限る。) 未と係るものに限る。) 未と経済の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に作い必要な資金であって主務大臣の指定するもの ・農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に作い必要な資金であって主務大臣の指定するもの ・農業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの ・満港施設の改良、造成、援田又は取得に必要な資金 ・ 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金 ・ 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金 ・ 本業経営の被持に必要な資金をあって主務大臣の指定するもの ・ 本達経営の被持に必要な資金をあって主務大臣の指定するもの ・ 漁港商設の改良、造成、援田とは取得に必要な資金 ・ 漁漁の改造、建造又は取得に必要な資金 ・ 漁船の豊数の縮減、漁業の体業その他の漁業の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの ・ 製塩施設の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの ・ 製塩施設の改善のためにする漁船の他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化をの他の措置に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの ・ 製塩施設の改良、造成又は取得に必要な資金 ・ 大のよまでは関げるもののほか、農林漁業の対局が削まする資金を含む。)であって主務大臣の指定するもの
九	農畜水産物の卸売市場(当該卸売市場の区域内に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集団的な売場であって、当該卸売市場の一部であると認めることを相当とするもの(以下「付設集団売場」という。を含む。)を含む。)を問設する者であって地方公共団体以外のもの、農畜水産物の卸売市場において卸売の業務を行う者(以下「卸売業者」という。)若しくは仲卸しの業務(農畜水産物の卸売市場場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場の前売業者から到売を受けた農畜水産物を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。)を行う者(以下「仲卸業者」という。)又はこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となっている法人であって当該卸売若りに仲卸し、今日の大田の本の大田の本の大田の本の大田の本の大田の本の大田の本の大田の本の大田の	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該卸売市場(付 設集団売場を含む。)の施設又は当該卸売若しくは仲卸しの業務に必要な施設であって農畜水産物の流通の合理 化及び消費の安定的な拡大を図るため特に必要であると認められるものの改良、造成又は取得に必要なもの(中 小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
+	農林畜水産物のうちその生産事情及び需給事情からみて需要の増進を 図ることが特に必要であると認められるもの(以下)特定農林畜水産物」 という。を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業であって、 当該事業により特定農林畜水産物につき新規の用途が開かれ、又は当該 事業において加工原材料用の新品種に属する特定農林畜水産物が使用 され、当該特定農林畜水産物の消費が拡大されると認められるものを営 む者	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、その製造又は加工に必要な施設の改良、造成又は取得その他新規の用途の開発若しくは採用又は品種の育成若しくは採用に必要なものであって主務大臣の指定するもの(中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
+-	指定地域(地勢その他の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であって、農業の健全な発展を図るためには、農業の振興と併せて林業又は漁業の振興を総合的に推進することが特に必要であり、かつ、そのためには、その地域で生産される農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化を図り、又はその地域に存在する農地、森林その他の農林漁業資源の総合的な利用を促進することが必要かつ効果的と認められる地域として主務大臣の指定するものをいう。以下同じ。)内において生産される農林畜水産物(以下「指定地域農林畜水産物)という。)を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定地域農林畜水産物石、は特別という。)を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定地域農林畜水産物石、供養の加工品の販売の事業であって、新商品若しくは新技術の研究開発者しくは利用、需要の開拓又は事業の合理化(以下「新商品の研究開発等」という。)が行われることにより、指定地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、指定地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、指定地域における農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該新商品の研究開発等を行うために必要な製造、加工又は販売のための施設の改良、造成又は取得その他当該新商品の研究開発等を行うために必要なものであって主務大臣の指定するもの(中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)

+=	食品(飲食料品のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品以外のものをいう。)若しくは論剤(以下「食品の製造等」という。)の事業を営む者又はこれらの者の組織する法人(これらの者以は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で食品の製造等の事業の振興を目的とするものを含む。)	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、食品の製造等に必要な施設の改良、造成若しくは取得に必要なもの(当該施設が主務大臣の指定する事業の用に供されるものである場合には、当該施設の改良、造成又は取得に関連する当該事業に必要な資金を含む。)又は食品の製造等に関する高度な新技術の研究開発若しくは利用(これらのために特別に費用を支出して行うもの又は当該新技術の利用に関する権利を取得するものに限る。)に必要なものであって、主務大臣の指定するもの(前三号に掲げるものを除き、中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
+=	指定地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健 の用に供するための施設であって農林漁業の振興に資するものを設置す る者	当該施設の改良、造成又は取得その他当該施設の設置に必要な長期かつ低利の資金であって他の金融機関が融通することを困難とするもののうち主務大臣の指定するもの(中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
十四	中小企業者	事業の振興に必要な資金(特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものに限る。)
十五	信用保証協会	その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金

別表第二(第十一条関係) (略)

平成28年7月発行 発行:株式会社日本政策金融公庫 広報部 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー TEL 03-3270-0631 ホームページアドレス https://www.jfc.go.jp/

JFC 日本政策金融公庫

